

令和5年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年 6月 6日 開会

令和 5年 6月 9日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和4年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 令和4年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 8 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第10 同意第 4号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 同意第 5号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 同意第 6号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第 7号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第 8号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第 9号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第 10号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第 11号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第 12号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第 13号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第 14号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第 15号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第 16号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第 17号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第 18号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第25 同意第 19号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第 33号 大樹町乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第27 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第28 議案第 35号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第 36号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について

- 第30 議案第 37号 令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第31 議案第 38号 令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第32 議案第 39号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について
- 第33 議案第 40号 財産の取得について
- 第34 議案第 41号 財産の交換について

○出席議員(12名)

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松木義行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田護

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
-----	------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹
梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農業委員会 会長
農業委員会事務局 局長

穀 内 和 夫
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 局長
係 長

佐 藤 弘 康
小 松 真奈美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第2回大樹町議会定例会を開会します。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
4番 吉岡信弘君
5番 西山弘志君
6番 船戸健二君

を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。
去る6月1日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告します。
本定例会への提出事件は、報告2件、委員候補者の推薦1件、委員の選任16件、条例の一部改正1件、計画変更1件、補正予算5件、財産の取得1件、財産の交換1件、一般質問は7議員9項目であります。
これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日6月9日までの4日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりとしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員会報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略します。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告をいただきます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、3月7日開会の第1回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定によります3月、4月、5月の例月出納検査結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第7項の規定によります監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を1回、広報広聴常任委員会を4回、議会運営委員会を6回開催してございます。

第3、会議関係、第4、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

それでは、令和5年5月17日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1 番目の十勝バス広尾線の減便についてであります。

先月25日に沿線市町村などで構成される広尾線バス輸送確保対策協議会が開催され、現行から2便を減便することと決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

十勝バス広尾線は、利用客の減少等により、以前より赤字路線となっており、国、北海道、沿線市町村からの補助金によって維持されている状況でございます。沿線市町村の負担が年々増している状況でありました。対策協議会では、将来的に持続可能な公共交通の確保を目指し、バス利用者や沿線住民へのアンケート調査などを実施しながら、利用者の足確保と運行の効率化及び収支の改善を図るべく協議を重ねてきましたが、8月に予定されている十勝バスのダイヤ改正に合わせて減便することで合意いたしました。今後、事業者と連携し、広報紙やホームページなどで住民周知を図ってまいります。

なお、減便は日中の時間帯で、これにより、町外から大樹高校に通学する生徒に対する影響はほぼないものと思っております。

2 番目の委員の委嘱につきまして、大樹町地域安全推進協議会委員について、役職名で委嘱している方の変更などにより、新たに3名の方を委嘱しております。

3 番目の航空宇宙関連につきましては、5月29日から6月2日にかけて三菱重工業株式会社が無人飛行機の長時間飛行試験を実施しております。

4 番目の町営牧場夏期放牧入牧状況につきまして、光地園牧場で5月23日から26日まで入牧を行っております。5月31日時点の受入頭数は、記載のとおりとなっております。夏期放牧は、概ね10月いっぱいを予定しております。

5 番目の令和5年度国及び道における大樹町関連事業につきまして、情報を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

6 番目の財産の処分ではありますが、柏木町の宅地分譲地の買い受けの申込みがあり、売却をしております。

7 番目の農作物の生育状況につきましては、6月1日現在の生育状況は、天候にも恵まれ、全ての作物がやや良か平年並みとなっております。これからも順調な生育を期待しているところでございます。

8 番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札等により工事請負契約8件、業務委託契約1件、物品購入契約6件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

9 番目の地域おこし協力隊の任用につきましては、6月1日より観光推進員として1名の方を任用しております。

10番目の人事関係、11番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通し願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、委員の委嘱についてであります。 (1) 大樹町学校運営協議会委員26名、 (2) 大樹町学校給食運営委員会委員9名、 (4) 大樹町スポーツ推進委員5名、 (5) 大樹町図書館運営委員会委員7名につきましては、改選期を迎えましたので、それぞれ記載されている方に委員をご委嘱申し上げます。

また、(3) 大樹町社会教育委員につきましては、委員の補充として記載されている方に委員をご委嘱申し上げます。

2、子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。南十勝長期宿泊体験交流協議会(STEP)による体験活動において、主催行事として、3月25日から27日に春季宿泊自然体験「大樹いただきますキャンプ」を、4月29日に日帰り体験活動を行っております。

また、受入事業として、学童保育所や認定こども園において室内ゲームや自然遊びなどを記載のとおり行っております。

3、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

十勝バスの減便のことでお伺いしたいのですが、2便減らすということで、これによって乗車密度が上がったりとか、それによって予定されている補助金の額が減っていくということが想定されるのですが、その数値というのはどのようなことになるのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

十勝バス減便に伴いまして、乗車密度の部分に関しましては、現在、平均乗車密度につきましては3.9人となってございますが、減便によりまして4.2人ということで、若干数値が上がると見込まれております。

それに伴いまして、自治体の負担の分でございますけれども、運送収入は減るのですけ

れども、運行経費が削減となりますので、経常損益の部分が3,000万円ほど減額となりまして、沿線の市町村の負担額としましては、2,000万円ほど減額となりまして、大樹町におきましては200万円ほどの負担金の減となる見込みでございます。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町行政の4ページ、8、入札執行関係の中段で業務委託契約の関係でお伺いします。

経営強化プラン策定業務、公立病院経営強化プラン策定ですけれども、概略をお伺いいたします。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

業務委託契約の経営強化プラン策定業務ですが、この経営強化プランにつきましては、これまで病院改革プラン、新公立病院改革プランと令和3年度までに改革プランを策定しておりますが、その後継にあたるものでございます。今回は、経営強化プランということで名前が少し変わっておりますけれども、具体的に今までの改革プランに加えまして、コロナ禍にあって感染対策についてもこのプランの中に盛り込むことと、従来どおり、うちは回復期の病院でありますので、病床数50床を維持する回復期で令和9年度までにそういった体制を取っていくというプランの策定をしていくものでございます。

令和9年度までのプランなのですが、今年、この委託契約をした後に、既に院内で会議を開いているのですけれども、北海道の地域医療構想と整合性を取りながら年度末までにプランを策定していくものでございます。この経費につきましては200万円、特別交付税で今年措置することになっておりまして、その200万円の範囲内で執行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

財産の処分について、柏木町の分譲地の売却ですけれども、今まで売却して現在でどれだけ残っているか、お聞きしたいです。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

柏木町の宅地分譲につきましては、昨年11月に分譲を開始しております。当初6区画

で分譲を開始しておりまして、今回を含めて2件売却しているような状態で、残り4区画となっております。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

売っているか、売っていないか、分からなかったという声も聞こえてきておりますので、定期的な広報をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

分譲開始のときには、広報紙に一度載せております。また、ホームページのほうには随時載せておりまして、売却状況などもお示しさせていただいています。

また、大樹町に住んでいる方は、多分、町内を回られて売却しているところとかをお探しの場合もあるかと思っておりますので、今後は、分譲区画のところに売却をしているというプラカードといったものもつけて、住民の方に分かるようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

6ページの会議等出席で、6月3日、大樹漁業協同組合植樹祭に参加されていますけれども、植樹祭の場所、それから、この位置づけが従前からあった漁民の森の植樹祭というような位置づけになっているのか、それとも違うのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

6月3日の大樹漁業協同組合植樹祭、私、参加させていただきました。植樹した場所は、従前の漁民の森のところ、幸徳大樹線のペンケ・パンケを越えたところでございます。実は平成19年に一旦植樹をしているのですが、鹿による食害でほぼ全滅に近かったというところもございまして、昨年まで萌和山をやっていただいたのですが、今年度そちらに戻りまして、新たに植え直したという形でございます。来年も引き続き、その林地を植樹する予定となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号令和4年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました報告第1号令和4年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

今回ご報告いたしますのは、令和4年度大樹町一般会計補正予算(第1号)及び(第10号)でお認めをいただいたもので、2款総務費1項総務管理費、役場庁舎建設事業から10款教育費5項社会教育費、学習センター運営費まで、8事業であります。

8事業による合計の翌年度繰越額は4億4,602万5,000円、財源は、未収入特定財源が4億3,122万円、一般財源が1,480万5,000円となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長

日程第7 報告第2号令和4年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました報告第2号令和4年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度大樹町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定では、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者はその額を翌年度に繰り越して使用することができることと定められております。また、同法同条第3項の規定で、翌年度に繰り越した場合は、その旨を議会に報告しなければならないと定められております。

今回ご報告いたしますのは、1款資本的支出1項建設改良費、水道施設建設事業で、翌年度繰越額は1,252万2,000円、財源は、全て当年度損益勘定留保資金であります。大樹第3地区道営農地整備改良事業において、芽武配水池の電気設備において、一部資材の納品が困難で年度内の完了に至らなかったことから、本年度に繰り越すものであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

繰越しですので、現実的に資材が入らずということで、我々も認めたところであります。しかしながら、今年度このような状態がまた起き得るのか、どうなのか。そうすると、工事の工期日程というか、それを変えなければいけないのではないかというような気もするのですよ。ここら辺は繰越し、繰越しでいくのか。何をするのか。資材が来ないといえばもう繰越しになってしまう、工事ができないわけですから。工事は何年何月何日から何年何月何日で終了するという契約に基づいて進めております。それを議会も認めています。しかしながら資材が入らなければ工事はストップすると。今後もこのような状態が起き得るのかどうか、その1点を。

我々も分かりませんし、多分職員も分からないのだらうと思うのですよ。現実的には発注

するときに期限が相当ありますよね。3か月、2か月ではないですよ。ここら辺の調整がきちんとできるのか、できないのか。繰越し、繰越しと行くと、工事は発注したけれども物ができてこない。何らかの不都合が出る可能性があるというところから、そこら辺のお考えをひとつ。資材がまた入らないのか。これは土木も水道も全部関わる問題になってくるのだらうと思いますので、一言お聞かせをいただければ、町長でなくても現場サイドでも。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

まず今回繰り越しいたしました事業について、ご説明させていただきます。

先ほどの内容といたしましては、電気設備の一部について納品が工期内にままならないということ北海道のほうから大樹町のほうに通知がありまして、契約変更となったという旨のご報告を受けてございます。

変更内容としましては、変更後の工期として令和5年2月20日までの工期ということ、こちらにつきましては、今年中にはこの工事については完了するというのを伺ってございます。第3地区につきましては、本来であれば令和4年度が最終年ということだったのですけれども、今回5年度の繰越しということで、今年度の令和5年度に終了する予定となっております。

そのほか、全般的に土木工事若しくは建築工事並びに水道関係の工事につきましては、状況としましては一昨年より材料の供給については改善方向に向かっていると認識しております。ただし、まだ半導体ですとか一部樹脂製の製品ですとかにつきましては、コロナ前の状況までは回復していないという認識でおります。

発注前におきましては、そういった特殊な材料につきましては、各メーカーですとかに納期の確認をして工期の設定をしているところですのですけれども、全国的に資材の発注が集中したりすると、今年度においても繰越しをお願いする機会がもしかするとあるかもしれないという認識はしてございますけれども、事前に確認して作業を進めているところです。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

そのとおりだろうと認識はしています。物が無いと言え、もうしようがない。だから、そこら辺を発注するとき十分協議をしながら進めていただいて、やはり工期内に終わるような手順を踏んでいただければなと思いますので、よろしく願いをしておきますので、答弁は要りません。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第8 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第8 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長及び教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

黒川町長。

○黒川町長

令和5年定例第2回町議会の開会にあたり、諸議案の審議に先立ちまして、今後4年間の町政執行にあたっての私の所信と、今議会で提案させていただきます補正予算についての考え方をご説明申し上げます。

今年4月の町長選挙において、町民の皆さまの負託を受け、新たに町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。これから4年間、大樹の未来を見据えて、世代、立場や価値観を超えて「対話によるまちづくり」を念頭に、町民1人1人の創造力と行動力を結集し、心豊かで活力あるまちづくりが進められるよう、職員とともに一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基本認識としまして、日本経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した国際情勢の不安定化により、エネルギーや食料品などの物価高騰や資材等の不足などが発生し、国民生活にまで大きな影響を及ぼしております。

また、引き続き少子高齢化、人手不足や社会資本・インフラの老朽化、多発する大規模災害への対応など、課題も山積しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、社会経済活動は、コロナ禍前に戻りつつあります。

このような中で、当町においては、雪印メグミルク大樹工場の拡張や宇宙のまちづくりなど、これまでの取組が結実し、ここ数年間は、人口の減少が鈍化し、昨年は23年ぶりに前年の人口を上回り、町内では、個人住宅、マンション等の建設が相次いでいるほか、新たに起業し、町内で出店するケースも増えつつあります。

一方で、分譲宅地や企業の立地、規模拡大を図るための用地が不足している傾向が見て取れるようになってきました。この兆しを好機と捉え、立ち止まらず大樹を前へ進めるため、次のとおり取組を進めてまいります。

基本目標1、人と自然にやさしいまちづくり。

自然環境と調和した生活空間の確保と、快適で潤いのある生活環境の整備を図り、誰もが住みやすさを実感できるまちづくりを進めてまいります。

安全・安心な通学路の整備を進めるとともに、橋梁や公営住宅、上下水道などの社会資本

の整備と長寿命化など、住み良い都市基盤の充実を図ってまいります。

町の将来像の明確化・共有化を図り、土地利用の拡大、子どもが遊べる公園の整備などを念頭に、都市計画マスタープランを改定してまいります。

住生活基本計画と空家等対策計画に基づき、住宅施策を総合的・体系的に推進するとともに、定住や移住の受皿となるよう、新たな分譲宅地の整備を進めてまいります。

高齢者など交通弱者の通院や買物支援、社会参加の機会拡大が図られるよう、コミュニティバス「コスモ」の利便性を高めてまいります。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組むとともに、エネルギーの自給・地域循環を促進するため、バイオマスなどの地域資源を活用した再生可能エネルギー導入に向けた取組を進めてまいります。

光ケーブルによる高速通信網の整備が完了したことから、今後スマート農業の普及促進、テレワークによる移住促進など、地域のデジタルトランスフォーメーション構築につなげてまいります。

大規模地震・津波などの自然災害に備え、避難施設や避難路の整備など、災害対策の強化を図ってまいります。

基本目標2、安心と支えあいのまちづくり。

医療や福祉、介護、保健体制の一層の充実を図るとともに、全ての世代の方々が、世代や価値観を超えて、ともに支え合い、生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

大樹で安心して子育てができるよう、不妊治療の支援、妊産婦への支援事業、乳幼児健診や保健指導の実施、保育サービス・学童保育の充実など、切れ目ない支援を行ってまいります。

生活習慣病の発症・重症化予防を重点課題に掲げ、各種健診・保健事業を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

1人1人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や老人クラブなど、関係する団体との連携を図り、互いに支え合う重層的な福祉サービスの充実に努めてまいります。

障がい福祉サービスの相談支援や切れ目のないマネジメント体制の充実に努めるとともに、障がいへの理解と交流の推進を図ってまいります。

地域医療の中核を担う町立病院につきましては、感染症の流行に対応した発熱外来の開設や医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、町民の皆さまが身近な病院で安心して医療を受けられるよう、医療サービスの向上を図ってまいります。

基本目標3、夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり。

地域を支え挑戦する人を育む学習環境の整備を推進してまいります。

大樹町総合教育会議などを通じて、教育委員会との連携強化を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するとともに、町民の皆さまの声を反映した教育行政を推進してまいり

ます。

大樹高等学校の令和6年度普通科新学科設置を好機と捉え、大樹高等学校との連携を密に図り、「大樹で学びたい、学ばせたい」と思われるよう、学校の魅力を高める取組を支援してまいります。

新たに完成した町民プールを核としたスポーツ教室の充実など、楽しく学ぶ環境の整備を推進してまいります。

町の知の拠点、学びの場など、図書館の在り方の協議を進め、改築を含めた結論が早期に示せるよう取り組んでまいります。

基本目標4、資源を豊かさにつなげるまちづくり。

地域経済を支える農林水産業の育成と振興につきましては、生産基盤の整備や生産性向上、資源の維持・確保に向けた取組を進めてまいります。

公共事業等による飼料基盤の整備、農業者が自ら実施する小規模土地改良事業などの取組を支援します。

多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度により、地域の共同活動や農業生産活動の継続、環境に配慮した取組への支援を通じて、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

鳥獣による農林被害の防止のための取組を進めます。

新たな森林・林業基本計画が掲げる「グリーン成長」の実現、カーボンニュートラルへの貢献など、森林・林業の多面的機能の維持・発揮を図るため、森林整備を進めます。

漁港施設の老朽化対策など、漁業生産基盤の整備を進めるとともに、生産者や漁業協同組合が行う資源管理や試験養殖、水産加工施設整備、経営改善等への取組を支援してまいります。

商工業につきましては、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っておりますが、高齢化や後継者不足などにより厳しい環境に置かれています。

起業家支援事業などにより、空き店舗活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用、新製品の開発、販路の拡大など、産業と雇用の裾野を広げ、町の魅力を高めるチャレンジを支援してまいります。

観光協会と連携を図りながら、本町の魅力や特色ある地域資源を有効に活用していくとともに、道の駅の魅力向上に向け協議会を設置し、対策を検討いたします。

また、ナショナルサイクルルートに指定された「トカプチ400」の活用や日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据え、観光客誘致に取り組んでまいります。

ふるさと納税は、町の特産品のPRを図る絶好の機会でもあり、返礼品事業者の拡充や魅力ある返礼品を積極的に開拓し、地域経済の活性化につなげてまいります。

基本目標5、交流と協働で進めるまちづくり。

第5期総合計画が最終年となりますので、昨年に引き続き、これまで町民の皆さまからいただいた貴重な意見をしっかりと反映させて、第6期総合計画の策定に取り組んでまいり

ます。

地域や団体との懇談会を定例化するとともに、町民各層と本町の将来像を描く「たいき未来共創会議」を設置し、対話によるまちづくりを進めてまいります。

姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦、災害協定締結都市栃木県大田原市、友好交流都市台湾高雄市大樹区など、今まで培ってきた人や地域との信頼と友好を一層深めてまいります。

航空宇宙の取組につきましては、昨年度着工しました北海道スペースポートの第1期整備事業を確実に進め、新たな航空宇宙関連実験の誘致、ロケット打ち上げ事業者、人工衛星製造事業者など、宇宙関連の企業誘致を図るとともに、町内企業のインターステラテクノロジー株式会社、スペースコタン株式会社とともに取り組んでまいります。

北海道宇宙サミットなどの開催により、北海道における宇宙利用開発の展開、当町の優位性や宇宙のまちづくりを広くPRしてまいります。

北海道スペースポートの整備を含めた宇宙のまちづくり推進事業について、町民の皆さまにより深く知っていただけるよう、HOSPO見学ツアーや講演会の開催、広報活動などに積極的に取り組んでまいります。

地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人制度を活用し、都市圏・道央圏における企業版ふるさと納税による寄附の推進、既存の観光素材と宇宙を利用した新たな観光商品の企画開発、地域おこし協力隊を町内民間事業者へ派遣し活用していただく人材支援に取り組んでまいります。

行財政改革を推進し、計画的な公共施設の建設や維持補修に努め、健全な財政運営を維持してまいります。

次に、補正予算の主な内容について、私の選挙公約に沿ってご説明させていただきます。

1、安全・安心で、快適な暮らしの実現。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰を踏まえ、生活者への影響緩和、地域における消費の喚起・下支えを目的とするプレミアム付商品券発行事業を実施いたします。

2、子育て支援とふれあい交流の拡大。

子どもが遊べる公園の整備を念頭に、都市公園の再編成、配置等の検討と計画的な整備を目的に、みどりの基本計画を策定します。

本年10月から高校生まで医療費助成を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

少子化対策の一環として、不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、今年度から費用の一部を支援します。

本年10月から、多子世帯における2人目以降の学校給食負担金の半額を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

3、農林水産業の振興。

生産資材の高騰や生乳の生産調整など、特に酪農畜産にとって厳しい状況が続いていることから、築き上げてきた生産基盤を損なうことのないよう、性判別精液を利用した乳用後

継牛の確保や黒毛和種の優良繁殖牛の域内保留に向けた取組を支援します。

森林環境譲与税を活用し、高性能林業機械の導入や木材加工施設の改修に要する経費を支援します。

一昨年の赤潮により被害を受けた漁場環境の回復に向けた活動や、漁業者や漁業団体が行う水産資源の試験養殖に要する経費を支援いたします。

4、新たなチャレンジへの支援。

空家対策総合支援事業を創設し、空家の解体工事に対する補助金を通じて、危険空家の解消に取り組みます。

5、住民対話と広聴の充実。

地域協力活動の担い手となる地域おこし協力隊について、今年度新設した民間事業者等への研修派遣を含め、5名程度の増員を予定しております。

6、行政の利便性向上。

行政のデジタルトランスフォーメーションの推進を図り、令和6年度から住民税・国民健康保険税のQRコード対応による電子納付、上下水道料金のコンビニ収納の実施に向けた予算の計上をしております。

7、航空宇宙開発への貢献。

宇宙のまちづくりに賛同いただきました企業の方々からの企業版ふるさと納税につきまして歳入を計上するとともに、納税の目的に応じて、歳出では航空宇宙産業集積促進事業補助金を計上しております。

8、人を呼び込む。

重要な観光施設である晩成温泉の宿泊施設「晩成の宿」の長寿命化を図るため、屋根や外壁塗装など、施設改修をいたします。

以上、令和5年度の町政運営を進めるにあたっての執行方針を述べさせていただきました。

次世代を担う子ども達が希望を抱き、各世代の町民の皆さまが大樹に住み続けたいと感じるなど、未来につながるまちづくりを町民の先頭に立って進めていく所存でありますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。令和5年度の行政執行方針といたします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

令和5年定例第2回町議会の開会にあたり、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代を象徴する事態が生じるとともに、少子化・人口減、グローバル化の進展など、様々な社会課題が表出し、これからの社会を展望するうえで、教育の果たす役割は一層重要になっています。

こうした時代の中で、学校教育には、子ども達が豊かな人生を送り、社会を生き抜くために必要な力を身につけさせる教育の充実や地域総がかりの教育体制の構築、社会教育には、課題解決や自己実現のための生涯学習の推進、持続的かつ多様な学習の機会や場の提供などが求められます。

教育は、地域社会をけん引する機動力の中核です。これを基本に据え、教育委員会では、「第5期大樹町総合計画」の基本目標や、新「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「地域とともにある学校づくり」「学ぶ喜びを追究する人づくり」を柱として、各種施策を推進するとともに、教育環境の整備に努めてまいります。

初めに、柱1、「地域とともにある学校づくり」についてでございます。

1点目は、「学校教育のより一層の充実」です。

社会に開かれた教育課程を実現し、子ども達が豊かな人生を切り開き、持続可能な未来社会の創り手となることができるよう、学校教育の充実に努めます。

(1) 確かな学力の育成。

平成24年度から道教委の指定を受けている「学校力向上に関する総合実践事業」の取組を活性化することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めてまいります。

学力の二極化が顕著なうえ、低位層が厚く、基礎学力の確実な定着が継続的課題となっていることから、これまで積み上げてきた学校の教育実践と、1人1台端末やデジタル教科書、大型テレビなどのICTを最適に組み合わせることで、学ぶことの楽しさ、分かることの嬉しさを実感する授業を実践し、学力向上を図ってまいります。

個に応じた指導の充実に向けては、厳しい人材難の状況にありますが、できる限り人材を確保し、必要な支援員の配置に努めてまいります。

現在、国の学級編制基準が段階的に35人になっています。今年度の小学校1年生と3年生の通常学級の在籍数は35人を下回っていることから、学年1学級になってしまうため、町の自主財源で教諭を雇い、それぞれ2学級編成として、きめ細かい指導の充実を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化の進展に適応すべく、平成28年8月から英語指導助手を2名体制としているメリットを最大化し、認定こども園への派遣回数増加、小中学生向けの英会話教室の開催、大樹高校における英語授業への派遣などを行い、生きた英語に親しむ教育環境の充実とSDGsを念頭にした異文化理解や英語でのコミュニケーション活動を進めてまいります。

大樹高校には、4年ぶりの実施を計画している台湾高雄市大樹区への見学旅行を通して、外から母国・日本を見つめ、視野を拓げる体験学習と区役所への表敬訪問及び卒業生が学んでいる義守大学との親善交流に対して助成をしております。

(2) 豊かな心の育成。

「他人事」ではなく「自分事」として、しっかり自分の生き様や道徳的価値と向き合い、

「考え議論する道徳」の充実に努めます。

また、日常生活で気になる言動・行動を見逃さず、良い学習の好機として捉え、人間性を磨く教育環境づくりを心がけます。

風通しの良い学校づくり・スピード感のある組織的対応を支援し、情報共有を図り、問題行動の未然防止・早期発見・早期改善に取り組みます。

複雑な家庭環境・養育歴等を背景に発生する問題行動に適切に対応するため、福祉・医療、警察等の専門機関との連携・協働に努めます。

読書活動においては、学校司書や図書ボランティアと連携し、学校図書館のさらなる魅力化と読書に親しむ生活習慣づくり、朝読書の継続などに取り組み、落ち着きと豊かな感性・創造力を育む教育環境の充実に努めます。

(3) 健やかな体の育成。

体力向上の取組については、コロナ禍の中にもかかわらず、小学校において体力・運動能力測定を地域の協力を得ながら全学年で効率良く実施することができました。

測定結果を励みに自己目標を設定し、運動量の多い体育授業・身体を動かす集団遊びの励行等で、目標への挑戦や運動に親しむ環境整備に取り組んでまいります。

保健に関しては、フッ化物洗口を継続し、8020運動の推進と子どもの生活習慣病にも関心を高め、健康づくりを啓発してまいります。

学校給食では、子ども達に安全で安心な給食や旬の地場産品を活用したおいしい給食を提供していくとともに、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、バランスの良い食習慣で健康な体づくりに努めてまいります。

(4) 特別支援教育。

特別な教育的支援を必要とする子ども達が増加傾向にある中、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を充実させることが重要です。

そのため、大樹町小中高連携教育推進委員会や大樹町特別支援教育振興会の活動を通じて、学校間の情報共有と研修の機会を拡充させて、多様な学びの場の充実、小中学校の連続性を重視した指導や支援の充実、特別支援教育の専門性の向上を図ってまいります。

また、今後、特別な教育的支援を必要とする子ども達の在籍状況を踏まえて、中学校校舎のバリアフリー化改修設計を行います。

(5) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）。

学校教育の情報化に関しては、ICT機器を「整備する」段階から、「有効に活用する」段階に移行しています。そこで、既に整備している1人1台端末や大型テレビ等のハードウェア、教師用デジタル教科書やデジタルドリルなどのソフトウェアを一体的に活用していくことで、ICTを活用した子どもの資質・能力の向上、教師のICTの指導力向上、学校事務の効率化などに努めてまいります。そのために、学校現場や教職員に対するICT専門家による助言や支援が必要なことから、GIGAスクール運営支援センターを設置し、学校や教職員へのサポートに努めてまいります。

2点目は、「地域全体で育てるコミュニティスクール（CS）体制づくりの推進」です。コミュニティスクールを通じて、教育課程を介して学校と地域をつなげ、地域でどのような子ども達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有を促進し、地域とともにある学校づくりを効果的に進めてまいります。

（1）小中高連携の推進。

小中学校における「大樹学」と大樹高校における「総合的な探究の時間」との関連や系統を整理し、小中高12年間にわたるカリキュラムを編成、実施することで、ふるさとへの愛着と誇りを備え、地域社会や世界で活躍する子どもの育成を図ります。

「大樹学」の充実に向けて、酪農、漁業、林業などの基幹産業である第一次産業や豊かな自然をいかした観光業、全国的にも注目されている宇宙関連産業、さらには最良の教材と言える地域人材など、本町の教育資源をいかし、全町を挙げた支援体制の構築に努めてまいります。

また、「大樹学」と「総合的な探究の時間」の学習については、発表の機会を設け、町民とともに学びの成果と子ども達の成長を共有してまいります。さらに、貴重な実体験を提供する南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）事業の活用も図ってまいります。

（2）地域の教育力の向上。

CSの肝である「地域学校協働本部」の充実とともに、子どもの第一義責任者である保護者の意識啓発につながるPTA活動に努めます。

コーディネーターを中心に、学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師、人材を発掘・紹介し、学校現場と結ぶことによって、本物に触れる機会を提供し、教育の質を向上させます。

また、学校運営協議会を活性化し、学校に対する保護者・地域住民の理解・関心を高め、地域の教育力向上と深刻化する学校の働き方改革につなげてまいります。

（3）大樹高校の充実・活性化への支援。

大樹高校は、令和6年度普通科新学科の設置に向け、教育内容や実践体制の見直しなど準備が進められています。この普通科新学科設置を大樹高校の持続化、間口増のチャンスと捉え、大樹高校が新学科を設置する普通科高校としての魅力と特色あるカリキュラムを持った学び舎であることを広く周知し、生徒の確保と高校の活性化に向けた支援の充実に努めてまいります。

支援の体制については、大樹高校との連携を密に図りながら、具体的支援に結びつける機動性のあるワーキンググループを大樹高校活性化推進協議会内に設け、スピード感を持って必要な支援を具体化してまいります。

柱2、「学ぶ喜びを追究する人づくり」についてであります。

1点目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

生涯学習センターなど、社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域でいか

せる環境づくりを推進してまいります。

(1) 社会教育施設の整備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の中核であります生涯学習センターは、貴重な町有財産であり、町民が安全・安心に利用できるよう、環境の維持・向上に努めてまいります。

町民要望の高い図書館に関しては、図書館運営委員会などの場で広く町民の声をお聞きしながら、図書館の在り方について検討してまいります。

(2) 社会教育活動の推進。

人生百年時代を迎え、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るため、幼児教育では、「ブックスタート事業」や「図書館ボランティアによる本の読み聞かせ活動」の支援、青少年教育では、本町の特徴をいかした自然体験・社会体験による「あつまれ大樹っ子」の実施、成人教育では、町民が自ら学習する「自主学級」の開設への支援や、大樹高校と連携した高等学校開放講座などの開設、高齢者教育では、趣味や特技をいかした「ことぶき大学」の開講など、新「大樹町生涯学習推進計画」に基づき、取り組んでまいります。

また、子ども交流事業では、STEPで展開している大樹町の素晴らしい自然環境を満喫できる様々な体験活動や各種交流事業を継続して推進してまいります。

2点目は、「スポーツ活動の推進」です。

(1) 社会体育施設の整備。

社会体育施設については、5月に町民待望の新町民プールが完成し、使用開始となりました。安全・安心の施設管理に努めるとともに、多様な水泳教室を企画し、幅広い世代の方に使っていただける運営と町民の健康増進に努めてまいります。

その他、多くの施設は老朽化が顕著になってきていますが、計画的に改修・整備に努め、利用者が安全・安心に、各年齢層や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

(2) スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体等と連携して各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで、幅広い世代が一年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努めてまいります。

部活動の地域移行に関しては、生徒数が減少する中、持続的に維持するため、「大樹町部活動等地域連携推進協議会」を立ち上げ、課題解決を図りつつ、本町の状況を踏まえた取組、体制づくりについて検討をしてまいります。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

3点目は、「芸術・文化活動の推進」です。

貴重な大樹町の教育資源を有効活用し、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに結びつく文化活動の推進に努めてまいります。

多くの町民が芸術文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、今年で25年目を迎える生涯学習センターのロビーを活用したコンサートや展示会を開催

し、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

また、郷土芸能・伝承技術の継承に努めてまいります。

以上、令和5年度教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げます。

子ども達が大樹に生まれてよかった、学べてよかったと思える学校教育と町民が生涯を通じて豊かに学び続けることができる生涯学習の充実を目指し、今後とも町民と協働した教育行政を積極的に推進してまいります。

○議 長

以上で、町政執行方針及び教育行政執行方針が終了しました。

なお、先の行政報告並びにただいまの執行方針に対する一般質問の通告期限は、明日6月7日正午とします。

休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 諮問第1号

○議 長

日程第9 諮問第1号人権擁護委員の候補者推薦についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました諮問第1号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

諮問第1号人権擁護委員の候補者推薦について、人権擁護委員のうち太田勝義氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として、次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めたい。

記。

大樹町字振別302番地9。

太田勝義。

昭和27年12月16日生、70歳。

参考としまして、任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間であ

ります。

太田勝義氏は、平成25年3月まで、長く大樹町役場に勤められていた方で、人格、識見高く、また平成30年1月より人権擁護委員に就任されております。適任者であることから、再任をお願いするものです。

なお、議案下段に参考として人権擁護委員法の抜粋を掲載しておりますので、ご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、諮問第1号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、適任とすることに決しました。

◎日程第10 同意第4号及び日程第11 同意第5号

○議 長

日程第10 同意第4号、日程第11 同意第5号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました同意第4号及び第5号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

最初に、同意第4号について議案を朗読させていただきます。

同意第4号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち播間章浩氏が、公職選挙法第90条の規定に

基づき、令和5年4月18日をもって辞されたため、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたい。

記。

大樹町幸町10番地38。

角倉和博。

昭和32年11月29日生、65歳。

参考としまして、任期は、議会同意の日から令和7年5月16日までの前任者の残任期間であります。

角倉氏にあつては、大樹町役場で平成30年3月まで一般職員として定年まで勤められ、それ以降も再任用職員、会計年度任用職員として勤められております。一般職員として在職中は固定資産税の担当係長を務められるなど、知識や経験も豊富なことから適任と判断し、今回選任をお願いしたいと考えるものであります。

次に、同意第5号についてご説明いたします。

最初に議案を朗読させていただきます。

同意第5号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち宮原章夫氏は、令和5年7月10日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたい。

記。

大樹町北通1番地7。

宮原章夫。

昭和29年7月26日生、68歳。

参考としまして、任期は、令和5年7月11日から令和8年7月10日までの3年間であります。

宮原氏にあつては、帯広市のご出身で42年間法務局に勤められ、平成27年4月から町内で司法書士、行政書士事務所を開設されております。平成28年3月から委員に就任いただき、知識や経験も豊富なことから、今回再任をお願いしたいと考えるものであります。

なお、議案下段に地方税法の抜粋を掲載しておりますので、内容をご審議のうえご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

本案は、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、同意第4号の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 同意第6号から日程第25 同意19号まで

○議 長

日程第12 同意第6号から日程第25 同意第19号まで、大樹町農業委員会委員の任命についての14件を一括議題とします。

2番、寺嶋誠一君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(寺嶋誠一議員 退場)

○議 長

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました同意第6号から第19号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町農業委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

本町の農業委員の任期が本年7月19日で満了となることから、農業委員会等に関する法律に基づき、本年3月17日から4月28日までの期間、第25期大樹町農業委員会委員の推薦と応募を募ったところ、推薦12名、応募2名の計14名から候補者として届出がありました。

なお、本町の農業委員の定数につきましては、第25期から、現行の18名から4名減の14名と定めております。

これを受け、去る5月19日に副町長を委員長とする第25期大樹町農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、資格要件の確認や法令基準との照査などを行い、適格であることを確認いたしましたので、今回、候補者としてご提案するものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

同意第6号大樹町農業委員会委員の任命について。

大樹町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めたい。

記。

大樹町字日方327番地、岩岡栄一、昭和45年3月28日生であります。

同意第7号につきましては、大樹町字振別102番地、穀内和夫、昭和31年9月1日生。

同意第8号につきましては、大樹町字石坂208番地、辻本一夫、昭和28年1月6日生。

同意第9号につきましては、大樹町字大樹206番地の2、太田福司、昭和33年7月7日生。

同意第10号につきましては、大樹町字下大樹188番地、三木隆志、昭和51年1月11日生。

同意第11号につきましては、大樹町字尾田184番地の2、牧田日出男、昭和30年1月10日生。

同意第12号につきましては、大樹町字芽武539番地、水野敦、昭和36年2月21日生。

同意第13号につきましては、大樹町字蒔和71番地、鈴木敏文、昭和42年4月17日生。

同意第14号につきましては、大樹町字石坂514番地、金曾千春、昭和42年2月18日生。

同意第15号につきましては、大樹町字晩成209番地10、寺嶋誠一、昭和34年10月17日生。

同意第16号につきましては、大樹町字大樹479番地、乙部毅博、昭和32年7月14

日生。

同意第17号につきましては、大樹町字尾田714番地3、竹内稔、昭和28年7月7日生。

同意第18号につきましては、大樹町字開進134番地、金曾浩文、昭和40年10月8日生。

同意第19号につきましては、大樹町字振別302番地9、太田勝義、昭和27年12月16日生。

以上の14名の農業委員の任命について同意をお願いするもので、任期は、本年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

参考といたしまして、議案下段に法律の関係条項を抜粋して掲載しておりますので、ご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

同意第6号から同意第19号までの14件については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、同意第6号大樹町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、同意第7号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、同意第8号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第9号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第10号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、同意第11号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第12号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第13号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第14号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第15号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第16号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第17号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第18号大樹町農業委員会委員の任命について採決いたします。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

同意第19号大樹町農業委員会委員の任命について採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第26 議案第33号

○議 長

日程第26 議案第33号大樹町乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第33号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部改正をお願いするもので、現行、子どもの医療費につきまして中学生まで町等が助成し、自己負担はありませんが、この対象を高校生まで拡大するため、本条例の改正を行うものです。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第33号大樹町乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部改正について説明さ

させていただきます。

初めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

今回の改正は、子育て支援対策として、児童医療費の対象年齢を中学生15歳から高校生18歳に対象年齢を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図るための条例改正でございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第2条では、用語の定義について規定してございます。第1項第1号では、児童の定義について、改正前「15歳」から改正後の「満18歳」に定めるものです。

附則になりますが、第1項では、施行の期日について規定しており、令和5年10月1日から施行します。

第2項では、適用の区分について規定しており、この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

施行するのに10月1日という意味が、やるのならさっさとやれば良い話で、10月1日からという意味はどういう観点からなのか、お聞かせをいただきと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

施行日の期日の10月1日からということで提案させていただいてございますが、今後の補正にもあるのですけれども、補正の中で委託料を計上しておりまして、システム改修が3か月ほどかかります。3か月かかりますと10月、それからリストを整理した後の開始となりますので、最短でも10月ということで考えてございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

改正するのに時間がかかるのだよと、人数もね。だけれども、高校へ入っている方とか18歳までというのは分かるわけだね。だから、それは6月1日から病院にかかった分は自己負担し、町が後から領収書を持ってきた場合に助成をしますというやり方もできま

すよね。ここら辺が優しさかなと、町長。考え方によってはそんなに大した金額でないのだと思うのです。だから、3か月考えないで、施行するのは分かる、いろいろ手続上ね。であれば、先にかかっても自己負担で払ってくださいと、きちんと後から領収書を持ってきたら支払しますという形は取れないのかどうか。町長にお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員言われるような施行期日も検討はしたのです。内部的には4月1日に遡及してやったら良いかというようなことも検討はしたのですが、仮に領収書がないとか、事前に通知していて遡及するというのは良いのですけれども、いきなりの遡及は難しいのではないかと、切りの良いところでということ、システム改修のタイミングもありまして、10月1日と。

なるべく早くやろうということで指示をしております、新年度からという考え方もあるのですが、早くやりたいので10月1日ということで、半年前倒しをして施行ということで、周知期間もありますので10月1日からということにさせていただこうかということで考えておまして、議員言われる今からすぐ対象にしても良いのではないかとという部分もあるのですが、切りの良いところでいったら何ですけれども、10月から半年前倒しで実施したいという考え方でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

条例の解釈について伺いたいと思います。

改正の趣旨が、高校生ということで限定されているのか。それから、満18歳という考え方の差があるのかどうかであります。

高校生についていうと、例えば町内の高校、又は町外の高校に通っている高校生がいるわけですが、町民で町内の高校に通っている方については大樹町に住所を有するわけですが、町外の高校に通っている学生で大樹町に住所がそのままあって、例えば帯広なら帯広で生活している高校生もいます。それから、他町村の高校に通っていて、学校などの都合で住所を移している子どももいます。その場合にどこまでがはじかれるのか、該当するのかということをお伺いしたいと思います。

18歳の年齢をいうと、18歳に達した年度の3月31日ですから、高校生でいうと中卒で就職した人の15歳、16歳、17歳の方は該当しないという判断になるのですが、子育て支援という意味では、そこははじかれるのかどうか確認をさせてください。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

高校生の対象の範囲だと思うのですが、町内、町外の高校生もいらっしゃいます。対象といたしましては、大樹町に住所を有する高校生18歳までとさせていただいております。ですので、札幌とかの学校に行って住所を移した方については、対象外とさせていただきたいと思います。

それと、中卒で就職された方などの対象についてですが、18歳に達する日以後の3月31日までと定めておりますので、中卒の方でも18歳までは対象と考えてございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第33号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第27 議案第34号

○議 長

日程第27 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第34号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをお願いするもので、対象地区は、晩成行政区を含む浜大樹町地区であります。辺地計画の変更につきまして、北海道知事との協議が整いましたので、今回ご提案するものであります。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、浜大樹辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

次のページの計画書の内容であります。1番目の辺地の概況は記載のとおりで、2番目の公共的施設の整備を必要とする事情に屋根や外壁の改修を行う学童農業研修センターを産業振興施設として新たに加えるものです。3番目の公共的施設の整備計画は、学童農業研修センターの改修として、事業費3,575万円を追加、そのうち3,570万円は辺地対策事業債を充てるものであります。

なお、学童農業研修センターの改修につきましては、この後ご審議いただく議案第35号の大樹町一般会計補正予算（第2号）で事業費を計上させていただいております。

つきましては、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第34号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第35号

○議 長

日程第28 議案第35号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第35号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ11億5,787万2,000円の追加と債務負担行為、地方債のそれぞれ追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第35号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11億5,787万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億4,827万1,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債の追加をそれぞれ行うものでございます。

なお、今回の補正予算は、主に令和5年度当初予算が改選期で骨格予算であったことから、国の交付金事業と組み合わせ、子育て世帯等に対する支援をはじめとして、物価高騰対策、観振興、一次産業振興、宇宙のまちづくり推進などの政策的な予算の補正となっております。また、10億円を超える大きな補正予算となっておりますが、これは企業版ふるさと納税において、インターステラテクノロジズ社が進めるロケット開発局事業等に対し10億100万円の寄附をいただいたことによるものでございます。

最初に資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

歳出でございますが、まず総務費です。総務費全体で10億3,465万6,000円の増。

企画費、大樹町地域おこし協力隊設置事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで1,591万8,000円の増。財源は、特定財源、その他、雇用保険料負担金7万4,000円と一般財源1,584万4,000円で、地域おこし協力隊5名を新たに任用する費用について予算の計上をお願いするものでございます。このうち3名は、本年度運用を開始した民間事業者等への研修派遣制度において、スペースコタン株式会社より協力隊員派遣の事業計画が提出され、町が承認したことによるものであります。

次に、航空宇宙推進費、多目的航空公園管理運営事業、工事請負費で258万8,000円の増。財源は全て一般財源で、航空公園西側に位置する町有地の支障木の伐採に係る費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、宇宙のまちづくり推進事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで10億1,291万3,000円の増。財源は、特定財源、その他、寄附金10億1,100万円と航空宇宙関連ビジネス推進基金繰入金26万4,000円で、一般財源は164万9,000円です。旅費では、新たな事業の取組等により地域活性化起業人及び地域おこし協力隊の活動に要する費用弁償を計上するものです。負担金、補助及び交付金は、企業版ふるさと納税でインターステラテクノロジズの事業に対し10億100万円の寄附があったことから、同額を同社に対する宇宙産業集積促進事業補助金で計上するものです。また、同社に対するロケット開発応援の大樹町クラウドファンディング活用事業補助金1,000万円も合わせて計上するものです。

次に、その下段の賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で323万7,000円の増。財源は全て一般財源で、令和6年度から住民税、国民健康保険税の税を、新たにQRコードを利用したスマートフォン決済による納付に対応するため、システム改修等の費用について計上をお願いするものです。

6ページに移りまして、民生費です。民生費全体で2,340万円の増。

社会福祉総務費、低所得世帯への支援給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金で2,111万2,000円の増。財源は、全て国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、国の事業で、物価高騰で特に影響を受けている低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するための費用について計上するものです。

次に、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、報酬から役務費まで25万3,000円の増。財源は全て一般財源で、当初予算で大樹町障がい福祉計画等の策定に伴う委員報酬等の費用について計上が漏れていたため、本補正予算で計上をお願いするものです。

次に、福祉医療諸費、乳幼児及び児童医療費助成事業、役務費から扶助費まで144万6,000円の増。財源は全て一般財源で、現行中学生までの医療費助成を今年10月から高校生まで拡大するためのシステム改修等の費用について計上をお願いするものでございます。

次に、児童福祉施設費、児童保育一般経費、備品購入費で58万9,000円の増。財源は、特定財源、国道支出金、保育環境改善等事業補助金52万5,000円と一般財源6万4,000円で、保育園児送迎車両3台に置き防止装置を購入、取り付けする費用について計上するものです。

次に、6ページから7ページにかけて、衛生費。衛生費全体で273万6,000円の増。

母子保健費、母子保健事業、備品購入費と負担金、補助及び交付金で289万円の増。財源は、特定財源、国道支出金、母子保健対策強化事業補助金77万円と一般財源212万円です。備品購入費では、3歳児健診における目の屈折検査機器購入の費用を、負担金、補助及び交付金は不妊治療をしている方に対し新たに町で治療費の一部を助成する費用について、それぞれ計上するものです。

7ページに移りまして、環境衛生費、環境衛生事業、報酬と委託料で15万4,000円の減です。公衆トイレの清掃などの環境衛生業務を会計年度任用職員2名で行っていましたが、1名が退職となり、この1名に代えて大樹町シルバーセンターからの派遣に改めるため、報酬から委託料に予算を組み替えするものです。

次に、農林水産業費です。農林水産業費全体で1,455万6,000円の増。

畜産振興費、畜産振興指導事業、負担金、補助及び交付金で370万円の増。財源は全て一般財源で、農業協同組合が実施する生産者への補助事業に対し、町も一部補助するもので、黒毛和種の優良繁殖牛の域内保留に向けた取組を支援するため、1頭当たり1万円を補助する黒毛和種優良雌牛保留対策事業補助金100万円と、性判別精液を利用した乳用後継牛の確保を図る取組を支援するため、1頭当たり1,000円を助成する雌判別精液使用推進対策事業補助金270万円について予算の計上をお願いするものです。

次に、林業振興費、森林環境整備促進事業、負担金、補助及び交付金で630万6,000円の増。財源は、全て特定財源、その他、森林環境譲与税基金繰入金で、森林環境譲与税を活用し、町内の事業者の林業用木材加工機械等の導入に対し4分の1を限度に助成することや、木材加工工場等の新設、増設、改修工事に対し2分の1を限度に助成する事業について予算の計上をお願いするものです。

次に、水産振興費、環境・生態系保全対策事業、負担金、補助及び交付金で120万円の増。財源は全て一般財源で、一昨年の赤潮被害を受けて実施する、漁場環境の回復を図るための漁場清掃等に伴う当町分の負担金の計上をお願いするものでございます。

次に、下段の大樹漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で335万円の増。財源は、特定財源、その他、魅力あるまちづくり推進資金寄附金100万円と一般財源235万円で、大樹漁業協同組合が実施するサケマス養殖事業において、規模拡大やしけ対策のため導入する養殖施設の費用に対し2分の1を限度に助成する養殖施設導入事業補助金235万円とふるさと納税サケマス養殖応援プロジェクトを新設し、集まった寄附金を補助する大樹町クラウドファンディング活用支援事業100万円についてそれぞれ計上をお願いするものです。

次に、7ページから8ページにかけて、商工費。商法費全体で7,046万5,000円の増。

商工振興費、商工業振興対策事業、需用費と負担金、補助及び交付金で1,901万5,000円の増。財源は、全て国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、物価高騰対策として3,000円で4,500円分、プレミアム率50%の商品券、1万2,000セットを発行する費用の計上をお願いするものです。

次に、観光振興費、観光振興対策事業、負担金、補助及び交付金で50万円の増。財源は全て一般財源で、十勝の全市町村が連携し実施する北海道ボールパークでの十勝広域観光PR事業の負担金について予算の計上をお願いするものです。

8ページに移りまして、ふるさと応援推進事業、委託料で1,520万円の増。財源は、全てその他、魅力あるまちづくり推進資金寄附金で、先の総務費及び農林水産業費で予算計上したロケット開発応援とサクラマス養殖応援のクラウドファンディング事業に対する新たに歳入で見込む寄附金2,620万円に対する返礼品や発送等の委託料について予算の計上をお願いするものです。

次に、観光施設費、晩成温泉維持管理費、工事請負費で3,575万円の増。財源は、全て特定財源、町債3,570万円と一般財源5万円で、晩成の学童農業研修センターの建物、屋根、壁の大規模補修工事について計上をお願いするものであります。

次に、土木費です。土木費全体で629万6,000円の増。

都市計画総務費、都市計画一般管理費、報酬から委託料まで479万6,000円の増。緑地の保全、緑化の推進などの将来像や目標、施策などを定める大樹町みどりの基本計画の策定に係る費用の計上をお願いするものです。

次に、住宅管理費、空家対策等支援事業、負担金、補助及び交付金で150万円の増。財源は、特定財源、国道支出金、社会資本整備総合交付金75万円と一般財源75万円で、空家対策として特定空家の解体に対し50万円を限度に補助する費用について計上するものです。

次に、8ページから9ページにかけて、教育費。教育費全体で493万4,000円の増。

教育振興費、スクールバス運行委託事業、備品購入費で184万7,000円の増。財源は、国道支出金、こどもの安心・安全対策緊急支援事業補助金61万6,000円と一般財源123万1,000円で、スクールバス7台に置去り防止装置購入、取付けする費用について計上するものです。

次に、学校給食費、給食調理事業、役務費で116万7,000円の増。財源は、全て特定財源、新型コロナウイルス感染症対応町交付金116万7,000円で、大樹小中学校に在学する児童生徒のうち世帯2人目以降の学校給食負担金を本年10月より町で半額助成するため、給食負担金の管理システムを改修する費用について計上をお願いするものです。

次に、給食材料費、予算額の増減はなく、財源の組替えを行うもので、先の事業と同様、学校給食負担金の半額助成に伴い、財源を学校給食負担金から国道支出金に組替えするも

のです。

9ページに移りまして、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、需用費で192万円の増。財源は全て一般財源で、施設の空調機ファンの故障による修理費用について計上をお願いするものでございます。

次に、諸支出金全体で82万9,000円の増。

事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で79万7,000円の増。

次に、特別会計出資及び補助金、病院事業補助金で3万2,000円の増。

以上、合計で補正額11億5,787万2,000円の増。財源は特定財源で、国道支出金が4,556万8,000円、町債が3,570万円、その他が10億3,229万1,000円、一般財源が4,431万3,000円とそれぞれ増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額71億9,039万9,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで11億5,787万2,000円の増。補正後の歳出合計83億4,827万1,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額71億9,039万9,000円、補正額、13款分担金及び負担金から22款町債まで11億5,787万2,000円の増。補正後の歳入合計83億4,827万1,000円となるものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正を説明させていただきます。3ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加であります。今回の補正予算の中で、みどりの基本計画策定委託業務は、業務期間を2年間とし、業務委託契約を予定していることから、令和6年分として限度額399万円を追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

内容は、地方債の追加であります。学童農業研修センターの改修に伴う費用について、辺地対策事業債を財源として充てることから、辺地対策事業債の限度額を3,570万円として追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第35号の審議にあたっては、同一議題に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

初めに、事項別明細書17ページ、18ページ、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

地域おこし協力隊、これ民間にということ、今後どういう形で進んでいくのですかね。中身がはっきり見えない。早くいえば、コタンに行きますよと。民間なのだから、民間事業者にも割り当てることができるのか。早くいえば、コタンは民間と言いながら民間でないようなものなのだから、そこら辺も含めて、今後どのような形になっていくのか。一つ伺いたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域おこし協力隊の民間への派遣の部分でございます。

今回、5名の地域おこし協力隊を補正させていただいて、うち3名は民間派遣ということ、スペースコタンに派遣ということになります。スペースコタンに限らず、町内の事業所、企業等で、こういう地域おこし協力隊を受け入れたいという希望がございましたら、計画書を町に提出していただきまして、計画書の中身を役場のほうで審査をさせていただきます。派遣することが妥当だという判断をした際には、地域おこし協力隊を募集して、計画書に沿った方の募集を行うという内容でございます。中身といたしましては、単なる労働者としての派遣ではなくて、まち・ひと・しごと総合戦略という計画を策定しておりますので、計画の推進にあたって、働きながら計画に則った地域の活動を行うという事業所に対して派遣するという中身になってございまして、期間は最大で3年間ということで、最終的には、地域内でその方が起業をするだとか、その企業で雇用していただくとか、そういった条件等もつけさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

なかなか意味が分からない。起業をする方並びに計画書を出せ、計画書はどういうふうな形でどうというものが我々見ていないですね。予算がついてから、こういうあれでですよというのはおかしい話で、少なくともこういうことをやりますよと、これはこうですよという説明がなければ、今、後出しじゃんけんですよ、これ。1回は説明したよ。起業というの

はどのような形で、どういう計画書を立てるのか、全然分からない。

計画書をつくり、民間に派遣するわけではない、大樹のために頑張ってもら。企業は大樹にあるのだから、大樹のために頑張っているのだよね、違うのかな。

特定の業種だけがこうですよというのか、それであれば、民間の漁業組合だとか、森林組合だとかと特定をされるのか。漁業組合なのか、商工会なのか、そういう形が全然見えないですよ、現実的には。

だから、やることは良いですよ。もう少し中身、降って湧いて、去年から聞いている、これね。説明も受けている。受けているけれども、中身についての詳細はそんなに詳しくやっていないよね、現実的にはね。言いたいのだろうけれども。

だから、これをもう少し、どういう形でこうやって大樹のために尽くしてもらおうというのか、企業を応援していただく人材を集めるのです。町民にやはり知らしめるべきだと思うのですよ。民間であっても何であっても、計画書をつくるうえで。それだったら、早くいえば、民間で資金を集めるための知恵をいただきたい、そういう方をいただきたいということもありますよね。これも一つの手ですよ。

それから、早くいえば、コンピューターというのか、計算機というのか、IT関係の今、インボイスが始まる、これに対応する書類を作りたいのだと、こういう方はどうなのだというようなこともたくさんあるのではないかと思いますよ、要は。

計画書を出してから募集するのですよね、要はね。であれば、計画書を出して、認可なるまでどのくらいかかるのか、まず一つ。それから、応募しても人が来ない場合もありますよね。民間もお金の負担はあるわけだから、ここら辺をきちんと。書いてあったから分かっているのだけれども、そこら辺も含めて、もう少し中身を詳しく教えていただけますか。いいですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、制度の中身でございますけれども、今月発行の広報紙にその中身を掲載いたしまして、広く町内の民間事業所でこの制度を活用していただきたいという思いでおまして、先ほど言いましたように、特定の事業所ではなくて、まずは町内の民間事業所に門戸を広げているという内容でございます。

それで、認可になるまでどれくらい期間がかかるのかというところでございますけれども、計画書にどういった中身を記載するかという分におきましては、企業で働いていただく地域おこし協力隊がどのような活動をそこでやるのかという内容をまず記載していただくということです。それと、その活動によって地域にどのような効果が得られるかという効果に関する部分を記載していただくという内容を町のほうに出していただきまして、それを、副町長を筆頭とする内部の審査会を行いまして、それで可とするか不可とするかという判断をさせていただきます。可となれば、地域おこし協力隊に係る人件費は町が負担いたしま

すので、それは地方交付税の財源となりますので、人件費については町が負担するという部分になります。補正予算を組まなければならないので、まずは議会等に予算を計上させていただいて、それと並行に募集もかけさせていただくような形になるのですが、最終的には、補正予算を計上させていただいて、お認めいただきましたら、その方を採用し、民間のほうに派遣するという流れとなります。

ですので、そういった一連の計画書から審査、そして予算、スケジュール的にはそのような流れがありまして、若干手を挙げてから採用になるまでは期間がかかる部分もあるかと思えます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的には、使いづらい制度だよね、これはね。町のためと言いながら、使いづらいと思うよ。

計画書を出せ、計画書のこういうものにあたるのであれば、こうやって出しますよ、応募します。町のためといたら、どこを基準にして、何を基準にして応募すれば良いのか、全然分からない。コタンは、民間だと言いながら、やはり町の支援もいっている。町も株主でもある。それとは別だ、民間は。民間というのは個人ですからね。だから、応募するのに町のためといたら、全部が町のためにだよ。住民一人一人が。町のためにいるのだよ。だって、住民税は入っているのだし、国からの交付税も入っている。だから、それが現実的には分からない。もう少し、これ精査しましょうよ。

今、わあわあ言っても、3回しかできないから、やめるけれども、もう少し中身については精査をしていただいて、町民に分かるように。広報紙に出ていたから、俺、聞いたのだよ、これ。中身見ても、応募してくださいでは、駄目です。だから、きちんともう少し精査をして、こういうことで、こうですと。国の機関も、企業支援はこうですと、きちんとあるわけだから、これに合えば補助金を出しますとか。やはり町も出すわけだから、もう少し厳格に、こういうものに対してはこうだよと。

やっていることは駄目だとは言っていない。すごく良いこと、町のためには。だけれども、これからもこれをずっと続けていくうえでは、もう少し精査をしていただくようお願いしておきますので。まだ町長、新しいから、課長で良いです。

そこら辺、精査してくれるかどうかだけ。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

内容につきましては、先ほど言いましたように、通常の労働者としての雇用ということでは、それは会社でやってくださいという話になりますので、特に、地域おこし協力隊として

来ていただいて、町の活性化に寄与していただくという部分では、一つの物差しとしては、総合戦略がありますので、総合戦略に基づいた事業に貢献する活動をするという内容が盛り込まれていれば、これは良いなというところを審査させていただくということですので、その辺の内容につきまして、また広報紙の記事では分かりづらいところもあると思いますので、追っかけ、またホームページ等もございますので、そういったところで示していきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

18ページの12節委託料につきまして、地方共通納税システム統一規格QRコード対応業務の委託費として323万7,000円計上されております。こちらの内容と、一部システム構築のためという話がありましたけれども、毎年継続して320万円がかかるのか、初年度だけなのかというところを確認したいのと。委託先につきましては、ほかの市町村も共通して同じところに委託しているのかというところの3点ほど、お聞きできればと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

委託料の地方共通納税システム統一規格QRコードの関係でございますけれども、令和5年度より開始いたしました固定資産税軽自動車税のQRコードの読み取りによるスマホ決済等による納税方法の拡充といたしまして、今回、令和6年度より住民税と国保税の二つの税について追加して、DX化の推進、納税者の納税方法の拡充に努めるものでございます。

委託料につきましては、今回1回のみでございます。

それから、委託先については、どこも同じところに委託するものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、17ページから20ページ、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

18ページの12節委託料なのですが、低所得世帯への支援給付金事業対応設定業務の

83万円で委託をするのですが、これの業務内容で、どこに何をしてもらうための委託料なのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

委託料のシステム改修の関係ですけれども、今回の低所得者世帯への給付金を支給するにあたりまして、住民税の非課税世帯を抽出するためのシステム改修を行う経費ということで、計上しております。

委託先につきましては、大樹町の住民システムなり、税のシステムなりを取り扱っている業者に委託する方向で考えています。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

非課税世帯の関係につきましては、今回が最初ではなくて、結構何回か非課税世帯の抽出をしてきているので、以前も戸数とか数字がある程度出ているので、また新たにやらなければこれがまた全然把握できない代物なのか。今まで支給してきた内容的なものを参考にして自分達でできるような内容ではない代物なのですか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

昨年度、電力、ガス、食料品等の高騰対策ということで、同じように非課税世帯に給付金ということで支給しました。そのときと制度の中身としては変わっておりませんで、今回は令和5年度の住民税非課税世帯に対して支給するということになります。

ここの部分が、年度が変わるとということで新たにシステムを組み直して抽出しなければならないというのが一つあります。また、国からの様式等も変わっておりますので、その様式をシステムで出すことに対しても改修が必要となっていることで、今年度も同じようにシステム改修をさせていただきたいということになっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

やはりね、国から言われているからといって、同じ業者でしょう、これ。手直しするぐら

いなら、そんなにかからないと思うのだよ。これ、ずっと、うちの町、同じ業者だよ。そうですね。だから、言われるままにやっているのではない、これ。予算をもう少し下げれないかどうか、交渉したことがある。1社なら見積りになりませんよ。民間企業は、我々は、民間であれば少しでも安くするように努力しますよ。一切していないのではない。一回見積りもらっただけでしょう。それから交渉していますか。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

見積りをもらう段階で内容の確認等はしますけれども、出し直しですとか、精査して下げて下さいというところまでは言及しませんでした。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

やはりね、これ、血税なのだよ、住民から出る。これ本当に必要なものだと思うのですよ、システム改修はね。だと思っただけけれども、こんなにかかるのかなと思うのですよ、現実的に。この1社が、少なくとも十勝管内の19市町村の何十%やっているか。言われるままにやっているのか、町が。そうであれば、違う業者もいるのか、いないのか。こういうことを調べることも必要ではないかと思うのですよ、要はね。システム改修というはずっと出るのだ、どこの課も出る。

これを入れるときに、僕、1年生か2年生のときですよ、これ、議会に出たとき。人件費減るのですね、経費減るのですねと聞いたら、減りますと言ったけれども、減っていない、逆に増えているのですよ、要は。これだと、本当にこれが良いのか、手書きでやったほうが、うち、今、低所得者と打ったら、出るのではないの、住民課で。出るよね。少なくとも、税金のかかっていない方、低所得者と、税金払っていないのだから、これが出ているのだから、それでチェックしていても、人間の手でも出るのではないの。

2,000件ぐらいあるの。何件に発行するのですか。人数的には何人ぐらい。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

件数ですけれども、20ページが一番上段にあります18節負担金、補助及び交付金で、低所得者世帯への支援給付金1,950万円を計上してまして、1世帯当たり3万円ですので、割り返すと650件ということになります。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

もう出ているでしょう。出ていたら別段システムするまで要らないような気がするのだよね。出ているのだよ、もう650件、3万円。把握しているから、この数字出るのだよね。把握していないのですか。この数字は、変わるのか、変わらないの。余分に予算を見ているの。

これ、3回目だから、きつい言葉で言うのだけれども、このシステム改修というのがどこでも出てくる。出すのを駄目だと言っているのではない。出過ぎるから、どこの課も。システム改修、システム改修と。これを見直せとは言いません。コストを下げる努力をしていただけるか、していただけないか。これ、町長ではない、原課なのだよ。原課の人間が一生懸命やるか、やらないかだよ。町長は、必要だと思っているから、いいよと言っているわけだよ。

そうしたら、皆さんは、少なくとも1円でも安く物を入れる努力をしていただきたい。そういう努力をしていただけるかどうか、ここは全部、課長だから、参事もいるけれども、もう課長職だから、全部の方に当てはまるので、努力をしていただくようお願いしておきますので、それ以上はやりません。1円でも下がるように努力をしていただくようお願いして、やめます。それ以上やってもしようもないので。

ただ、これは見ていきますからね、決算のときに。少なくとも、1円でも下がっているかどうか。よろしく願いをして、やめます。

以上。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

19、20ページの民生費の中段に児童福祉施設費の関係で、車両置去り防止装置、教育費にもありますけれども、車両の大きさによって価格も違うのかと思いますが、機能的には同じような物でみているのかなと思いますが、どのような機能を持っている防止装置なのか、その辺お伺いいたします。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

車両置去り防止装置58万9,000円ですけれども、認定こども園たいきへの通園バス3台の分を見込んでおりまして、機能としましては二つありまして、一つが置去り防止機能と言いまして、エンジンを停止しますと車内に音楽が流れます。そして、その音楽を止める

ためには一番後方の座席まで運転手が移動して、そこに設置してあるボタンを押すまで音楽が止まらないという仕組みになっています。これによりまして、車内の置去りを確認する、目視できるということで置去り防止となっております。

もう1点が、置去り監視機能と言いまして、万が一、それでも見落とした場合、その場合に、子どもが車内を歩いた場合に、下にマットが設置してありまして、そのマットを踏んだときに、警報が鳴るというシステムになっておりまして、これでさらに置去りを防止するという機能を持ち合わせたものを設置することとしております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページから22ページ、6款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

22ページの18節の中で、譲与税で森林整備ということで630万円ほど予算計上されているのですが、その内容と、機械であればどのような機械を補助される予定なのかをお聞きします。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

森林環境譲与税による森林整備事業補助金630万6,000円ですけれども、2件を計上してございます。

1件は、高性能林業機械ということでハーベスター、国庫補助もあるのでありますが、総額から国庫補助を差し引いた分の4分の1です。ハーベスターですから、切り倒し、集材といったものの一連の作業ができるということでございます。

もう1点が、チップを作る工場なのでありますが、老朽化が激しくて、かなり大きめの修理をしないと製品に影響が出るということで、屋根、壁の部分を修理するというので、その一部に対して支援をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

水産業、水産振興費でお伺いします。

養殖施設導入事業補助金、サクラマスの養殖の生けすを新しく導入するのかなと思いますけれども、形状をまず伺いたいと思います。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

今回、導入を予定している生けすにつきましては、10メートル四方の正方形なのですが、ただ、角が多いとどうしても魚が傷つくということで、その中に八角形でアールを軽くするというか、そういった細工をするような生けすになってございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

もう一回確認なのですが、今までは正方形と。今回も正方形だけれども、中に緩い形状ができると。一般的にほかのところを見てみますと、銀サケ養殖なんか釧路市でしていますけれども、円形状のものを利用していると。そういうような四角の形状ではあるけれども中が円形状になっているということで理解して良いのか。そして以前より大きい形状になるということで良いのか。

去年あたり聞きますと、生けすの大きさによるのかどうか分かりませんが、餌の食いが悪かったということも耳にしておりますが、魚は泳いでいるわけですから、それを考えると、円形で泳ぐのが良いのかと、ストレスがないのかと、餌の食いも良いのかと思います。もう一度そこら辺の確認をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

議員ご発言のとおりです。10メートル四方の四角形、正方形なのですが、その中に隙間を入れて八角形にします。ですから、純粋な円にはならないのですが、90度の角度がもっともっと緩やかになるということで、魚が回って泳げるような形になるかと思えます。

また、もう1点言えるのが、一昨年、昨年と入れた魚の数から比較すると、過密だったのではないかというご指摘もいただいております。ですから、ある程度大きくなったものを大型生けすに移して、生息環境を良くして、適正な密度で使用したうえで試験に臨みたいということでございます。

ちなみに、今年につきましては、サクラマスのほかにもニジマス、トラウトサーモンですね、その試験も併せてやりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

吉岡議員と若干重複するのかな、金額についてお願いをいたします。

22ページ、漁業振興費、総額でいくと835万円でしたか、かかるのではないのか。町が2分の1補助するのだよね。そうですね。

これね、今、漁業者は大変でないの、現実的に。組合自体が存亡の危機になっているのではないかという、私だけかもしれませんが、本当に魚が獲れていない。それで試験を一生懸命すると。試験だから完璧になることもあれば、ならないこともある。だから、僕は、これもう少し助成をしてやって、やはり養殖の形を整えてやらないと、漁業者の方、食べていけなくなってくるのではないかと思うのですよ。

今回はこれを出していますけれども、今後どうやって、うちの組合、漁業者を守っていくのかと。これ、町長の務めでもある。どのような今後、計画をして協議をしていくのか。そこら辺をひとつ、金額とずれますけれども、助成を増やせということですから、今後どうなのか。2分の1なので、そこら辺を町長、今後のことも考えて、サクラマス、それからニジマス、サーモンとか何とかと言っていましたから、それも含めて。

それで、商品価値ができて、きちんと行けるのかどうか、浜の方が生活できるような体制ができるのか。支援をするのなら、もう少しきちんとしてやるべきだと僕は思うのです。今年度は無理にしても、来年度からこういう気持ちでかかっていくよと。町としても浜の方とよく協議をしてもらおうということが必要になってくるのではないかなと。買いに行っても物が無いのですもの、現実的に。それではうちの町としては困るので、やはり支援するところにはしっかりする、しないところにはしない。力のあるところに支援してもしようがない。力がないところに支援して、初めて金が生きると思っていますので、そこら辺ひとつお願いをいたします。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

私のほうから、過去も含めて支援率の関係を若干補足説明させていただきます。

一昨年、昨年と、コロナの交付金なんかを使いながら漁協が、例えば環境衛生設備を造るとか、魚をおとなしくさせるための鎮静装置を買うとか、そういった部分は今まで4分の3から8割程度、その苦しい現状を勘案しながら支援をさせていただきました。

今回の養殖施設導入事業補助金でございますが、実は2分の1で見えていますけれども、そ

の上に大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金というのがございます。大樹のサクラマス養殖研究会は、幾多の苦難にぶち当たっているとホームページなんかでもお知らせさせていただいてまして、そこにクラウドファンディング型ふるさと納税という制度を使って、一般からもご支援いただけないかと。そうすると、そこから集まったうちの実際の大樹町の手取り分、一応100万円想定していますけれども、これも合わせて大型生けすの購入経費に充てていただきたいと考えています。

また、サクラマスの養殖支援につきましては、当初予算で見てくださいまして、私ども町からも150万円、北海道庁からも300万円、それから全体としては650万円程度の事業予算を組んでまして、こちらにつきましては漁業協同組合のほうの支援、生けすにつきましては研究会のほうの支援という形で、今考え得る範囲では、約75%程度の補助でいけるのかなとは考えています。

ただ、今後のことにつきましては、当然組合と一緒にしっかりと話して、生産者とも話したうえで、取りあえず今年一回成功させて、市場価値、それから採算性という部分を十分に勘案したうえで、令和6年度以降の事業展開を考えていければと考えるところです。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

やはり大樹からできないのよね、寄附ね。税の控除にならない。してやりたいと思ってもできない。だから、何か良い方法あるのかどうか。そこら辺も探してみてください。

浜の方本当に頑張っているのを、実感で、見にも行っていますので、よく努力をしていることも分かっていますので、支援をしたいと思えますけれども、大樹の町民は支援したら税金の控除にならない、よそから出した方はなる。サクラマスを送るのか、何を送るのかは別にしても、食べたこともないということにならないように、何か良い寄附ができるかどうか。お考えをいただきたいと思えますので、答弁はいいですから、お考えをいただいて耳打ちをしていただければ有り難いと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

22ページと同じ漁業関係で、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金が、当初予算が36万2,000円だったのが120万円の増額補正で、漁場の環境改善を実施する事業なのですが、具体的な事業内容をお聞きしたいと思います。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

当初予算の36万2,000円で計上しているのは、生花苗沼のシジミの関係で計上して
ございます。今回、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金120万円の追加補正は、
一昨年の赤潮で前浜の資源が結構厳しくやられたという話になってございまして、この1
20万円は水産多面的機能発揮対策協議会への負担金という形で町が負担する部分でござ
いまして、ホッキ漁場の耕運、清掃、それから稚貝の移植という形の作業を水産多面的機能
発揮対策協議会の負担金を通じて実施するための経費となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

皆さんは、海で養殖と考えているのですけれども、私は、補助がもらえるかどうかの問題
なのですけれども、陸上でやるべきだと思っているのです。そうでないと、しけが来ると必
ず魚はいかれるということですね。それであれば、陸にタンクを造って、そこで飼えば良い
のではないかと。そうすると、夏場の暑い時期でも水を通すところに氷をやると、水は冷え
るのですね。それでもって助かると。冬場の寒いときには、今度電線を巻いて、温かい水
入れられるのですね。そういうことをやったほうが良いのではないかと。これはしゃべっ
ているのだけれども、なかなか私の口が足りないもので、聞きづらい人がいるのですけれ
ども、八角形にしようが四角形にしようが、しけが来たら必ずいかれるのですよ。だから、こ
の3年間は、全部しけでやられているのですね。それであれば陸上でやるべきではないのか
ということを私は言いたいですね、補助金がもらえるかどうか分かりませんが。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

22ページ、14節工事請負費3,500万円、晩成温泉の宿ですが、外の周りがすごく良いなと思っております。それで、私も去年、泊まったときに中の改修、それから今の時代に、トイレも部屋の中に、外に出なくても良い対策、それと合わせれば温泉と宿の途中の渡り廊下というか通路、そこまでは行かなくても良いから、上から雨落ちない程度、こういうことで良いから、道路のところはこれはしょうがないよね。だから、そこは途切れても良いけれども、そういう工夫がいるのではないかと。お金かかるのだけれども、そういう考えはどうか伺います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

12節ふるさと納税募集等業務です。1,520万円計上されておりますが、こちらの委託業務の内容と、1,520万円の中には返礼品の郵送費だとか、その辺りの実費が含まれているのかどうか。

あと、契約の種類、相手方、複数の業者なのか単一業者なのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

12節委託料のふるさと納税募集等業務の内容等についてでございますけれども、今回この経費を計上させていただいた際には、歳入のほうでロケット開発局応援プロジェクトという部分とサクラマスの養殖事業の応援部分のクラウドファンディングを行うにあつ

での寄附金が2,620万円見込んでおりますけれども、この部分に係る経費ということでの委託料となつてございまして、委託料の中には返礼品、また配送料等が、合わせまして1,000万円ほど含まれているという内容になってございます。

そのほかは、取扱うポータルサイトへの手数料等がかかるというところで、業者といたしましては、1社に委託をしているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑に入ります。質疑はありますか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

みどりの基本計画についてお伺いします。

法的な義務というか、そういうものがあって計画を樹立しなければならないのかをまず1点お伺いします。

それから、内容というか目的といいますか、それを教えていただきたいと思います。この計画が樹立した暁には、例えばこんな補助事業が受けられるとか、そのようなメリットがあれば教えてください。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

みどりの基本計画策定についてご説明させていただきます。

まず、法的義務の有無についてなのですが、法的義務は発生してございません。関連する法令といたしましては、都市緑地法の法令の中で自治体についてはみどりの基本計画を策定することができるという位置づけになっています。

その状況において策定する目的なのですが、大樹町の都市計画公園につきましては、昭和40年代から53年にかけて現在の都市公園を決定してございます。それから30年、40年経過していることで、当然設定した当時と大樹町の人口も変わってございますし、都市計画区域内の行政区の人口バランスも変わってきておりますので、今回この計画を策定する中で、現状ある都市計画公園の再編成、それと配置について、協議会を立ち上げて住民の意見を聞きながらまとめていきたいと考えてございます。

三つ目のこの計画を策定するメリットについてです。都市公園事業におきましては、国の補助金の事業がございまして、社交金の事業、もう一つは安全防災に関する事業になるわけですが、一応その事業の要綱を解いていきますと、この二つの事業において、みどりの

計画策定がされているかどうかということが要件の一つになってございますので、それらを踏まえて、今後、継続的に公園の事業をしていくうえでは、今回補正予算に提出させていただいている、みどりの基本計画策定については必要だと考えてございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、23ページ、24ページ、10款教育費の質疑を行います。質疑はありませんか。吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

23、24ページの上段です。車両置去り防止装置、先ほど民生費でありましたけれども、装置の機能として同じであれば、同じだということの説明でよろしいです。

それで、先ほどありましたけれども、最後に、車を離れた後、床にセンサーのシートがあり、それで子どもが歩いたらお知らせするということなのですけれども、それは、要するにいなくなってから鳴るということなので、聞くまでもないと思いますけれども、エンジンを切って全て離れてもそのセンサーは作動するということよろしいのですか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

置去り防止の装置の関係でございますが、先ほど清原保健福祉課長が言った装置と同じものをつける予定でございます。

議員おっしゃるように、エンジンを切ってもマットの上を歩くとブザーが鳴って外に知らせるというような機能もついているということでございます。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

車両置去り関係は、運転手がいなくなった後、車両は結構民家から離れていたりするのですけれども、それで万が一のとき、その装置で対応できるのか。その辺の通報というか、装置が実際に役立つのか、心配なのですが、そこら辺はどのように考えているか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

運転手が車両から離れた後の対応ということになりますけれども、スクールバスについては、基本的には委託業者の会社の近くに車両を保管するということになってございます

ので、保管する前にも運転手は必ず室内の確認をしていただくように教育委員会からも委託業者にはお伝えをしているところでございます。誰もいなくなったところでブザーが鳴るとかということは、今のところ私どもは想定しておりません。というのは、先ほど言ったように、運転手は必ず目視をして車から離れるということをお願いしてございますので、そういうことで対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

その目視、確認、今まで、それが人間ですから忘れてやらないということもあって、こんな結果になったと思うのですよ。それで、先ほど言った、最終的には運転手が離れてもセンサーでお知らせするということなのですからけれども、それが届くかどうか最終的に心配なのです。近くに民家があれば、そういう大きな車のクラクションの音が外部に漏れて、誰かが気づけば良いですが、そうでないとまた同じことになってしまうということの懸念が心配されるのですが、そこら辺、最後にもう一度確認したいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今、議員がおっしゃったとおり、人間である以上、そういったミスは起こり得ると思っ
ているところでございますが、それがないように委託業者としっかりと連携を密に取って、
教育委員会のからも指導をしっかりとしまいたいと思っております。

また、スクールバスについては、私どもの管轄でいいますと小学生、中学生が対象となりますので、学校のほうにおきましても、スクールバスを利用する際の子ども達への指導ということで、そちらの面からもそういった事故が起こらないようにできるところに声をかけ、
連携をして、保護者の皆さまの不安だとかといったものの解消に努めてまいりたいですし、
子ども達の安全・安心に十分に配慮して、これからも努めてまいりたいと考えているところ
であります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員。

関連でお聞きしたいと思います。

保育所の置き去り防止措置と同じものをスクールバスにつけるということなのですが、今、
教育長が言われたように、スクールバスは小学生から中学生まで乗るのですが、僕個人的に
は、果たして生徒の乗るスクールバスにこういう装置が本当になかったら事故が起きるの

かという疑問があるのです。例えば小さい子を前に乗せるとか、そういう対応で保育園の園児のものは0歳からというか小さい子で、5歳、6歳が上限ですけれども、スクールバスは中学生まででしょう。同じものの対応があるのかどうかということが疑問なのですよ。

これは、保育園でこういうことがあったので、文科省からというか、全国统一の指示なのですか置き去り防止装置は。大樹単独なのか、そこも含めてお聞かせください。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

文科省からは、必ずつけなさいということではございません。必ずつけなければならないのは児童保育施設、要は認定こども園とか、幼稚園、保育所の部分については、つけなければならないということで通知が来ております。

学校については、小中学校については必ずしもつけなければならないということではないのですが、やはり児童生徒の安全に対して二重三重に対応していきたいということで、設置を予定するものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員。

念には念を入れてと言われると、それ以上言うことないのかもしれませんが、実際は中学生までの子ども達、そうしたらお年寄りが乗るバスはどうなのだとかという話になってしまうから、僕は個人的には、この装置はつけなくても対応できる方法があるのではないかと思うのですよ。中学生までいるわけですから。十何人乗りから大きいバス含めてね。

その辺、もう一回聞きますけれども、学校では、これは是非つけてくれという要望もあるし、そういう理解なのだという事によろしいですか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

学校からは是非つけてくれとかという要望はございません。それはあくまでも教育委員会として子ども達の安全対策の一環としてつけるものでございます。今後、幼児の混乗も今後、万が一あり得るかもしれないということも考えて、そういう装備を整備していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

小学校のスクールバス、ドライブレコーダー、これ何年持つか、機械的に。すぐまた取り替えなければいけないのか。それから、一バスに何人乗っているのか。多分データないだろうから、後で良いです。一番簡単なのは、入ってきた子どもに1番を渡せば良いのですよ。次来た子に2番の紙を持たせて、数えてもらえばすぐ分かる。バスに乗る人数が把握できていれば、きちんと分かるはず、現実的には。今日は何人乗りました。だから、本当はこれ要らないと思う。何年持つか分からない。またすぐ入れ替えなければならないかもしれない、要はね。そこら辺だけ、お願いします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時32分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

まず、ドライブレコーダーの耐用年数は、現在ついていたのが、平成25年に買ったものをバス更新時に乗せ換えてというところで。それが1台壊れたということで、今回ドライブレコーダーの更新をお願いするものでございます。

また、スクールバスの乗車の部分でございますけれども、少ないバスでは3人とか、多いところでいくと大体25人という感じで、バスは8台あるのですが、そこにそれぞれ置去り防止の安全装置をつけていくということで考えてございます。

また、置去り防止装置が何年持つかというのは、調べた中では出ておりません。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

子どものためだという気持ちでいたのだけれども、3名だったら要らないのではないかと。1台のバスに3名しか乗らないのに要るのか。これ反対せざるを得なくなるから、もう少し考えてよ、こういうのは。現実的に3名しか乗らないのに必要なのかと。そうするのであれば、そのバスが10名も使うときありますのでという答弁もあるけれども。

だから、もう少しこれは学校と教育委員会と委託業者と協議をして、本当に必要か、必要ではないか、協議してくださいよ、徹底的に。委託業者が、乗せた子の確認もできないような業者であれば辞めてもらわなければいけない。でしょう。それが一番根本です。委託の仕事をお金で請け負って管理をするわけだから、きちんとそれをやっていただくようお願い

して、やめます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金の質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書13ページから16ページ、歳入についての質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって歳入の質疑を終了します。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあれば受け付けます。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第35号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第36号

○議 長

日程第29 議案第36号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正

予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第36号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ55万円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第36号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億9,555万円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

5款保健事業費2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費、補正予算55万円の増。データヘルス計画策定業務の委託料の補正で、国によりデータヘルス計画の策定の改定版手引の検討が3月まで実施され、業務の内容が確定いたしましたので、増額をお願いするものでございます。

次に、歳入を説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金、補正額22万円の増。

6款1項ともに繰越金1目前年度繰越金、補正額33万円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正を説明しますので、2ページ、歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額6億9,500万円、補正額、5款保健事業費55万円の増。補正後の歳出合計6億9,555万円。

次に、歳入を説明しますので、1ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額6億9,500万円、補正額、3款道支出金から6款繰越金まで55万円の増。補正後の歳入合計が6億9,555万円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第36号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第37号

○議 長

日程第30 議案第37号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第37号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ192万8,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

それでは、議案第37号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ192万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ6億9,742万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費、補正額192万8,000円の増。地域包括支援センターに介護支援専門員1名を任用するための会計年度任用職員報酬等の予算を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金、補正額74万9,000円の増。

3款道支出金2項道補助金1目地域支援事業交付金、補正額37万4,000円の増。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額79万7,000円の増。

7款諸収入2項3目ともに雑入、補正額8,000円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額6億9,550万円、補正額、3款地域支援事業費で192万8,000円の増。補正後の歳出合計6億9,742万8,000円となるものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額6億9,550万円、補正額、2款国庫支出金から7款諸収入まで192万8,000円の増。補正後の歳入合計6億9,742万8,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

1節の報酬なのですが、今年度、会計年度任用職員パートタイマーで対応するという説明ですけれども、令和5年度は、これ以降も職員募集をしないのか。また、令和6年度に向けては、パートタイマーで継続するのか、職員募集をしていくのかについて、考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

今年度につきましては、会計年度任用職員1名を任用できましたら、その1名で令和5年度は行きたいと考えておりました、令和6年度以降は、会計年度任用職員が引き続き勤めていただける場合もありますし、新たな職員ということで採用する場合も考えています。今のところはっきりとした方向性というのは出しておりませんが、会計年度任用職員の方が職員になっていくという可能性も一つあるかなとは考えております。

今のところは、今年度は会計年度任用職員で、令和6年度以降についてはこれからの協議ということで考えているところです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第37号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第38号

○議 長

日程第31 議案第38号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を4,455万6,000円に改め、支出を250万4,000円増額するものです。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第38号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」いう。）第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,205万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,205万2,000円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,455万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,455万6,000円で補填するものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、支出において、第1款水道事業費用、既決予定額から補正予定額250万4,000円増額し、5億3,207万8,000円にするものでございます。

内容につきましては、事項別明細で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費用1項営業費用3目総係費、補正予算額243万4,000円の増。水道料金のコンビニ収納対応に必要な印刷費と水道料金システム改修費としての委託費の補正をお願いするものです。

2項営業外費用3目雑支出、補正予算額7万円の増。予算を超過する過年度の漏水認定による還付金が発生したため、補正をお願いするものです。

続いて、6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金、補正予算額250万4,000円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第38号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第39号

○議 長

日程第32 議案第39号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに123万2,000円を増額し、第3条は、企業債の限度額を改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第39号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、既決予定額から補正予定額123万2,000円を増額し、6,546万2,000円に。

支出。

第1款資本的支出、既決予定額から補正予定額123万2,000円を増額し、6,681万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、病院事業の限度額930万円を1,050万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費1目有形固定資産購入費で123万2,000円の増。医事会計システム追加パッケージの購入は、診療報酬の改定に対応するもので、国が行いますDPC導入の影響評価に係る調査に必要な医療データを提供するためのシステムでございます。現在の地域一般入院料に当院の13対1を維持するためには、令和6年度から入院患者の入退院時の医療データを提出することが必須要件となります。また、診療報酬の加算も入れられることから、本パッケージを導入し、本年度内に承認を得るものでございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに一般会計負担金で3万2,000円の増。

4項1目ともに企業債で120万円の増。有形固定資産の購入に伴い増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第39号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第40号

○議 長

日程第33 議案第40号財産の取得についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第40号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、スूपケトル。

数量は、3台。

取得金額は、1,006万3,350円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市大通南18丁目11番地、タニコー株式会社 帯広営業所、所長 守屋孝。

参考といたしまして、納入期限は令和6年3月29日、仕様概要は記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第40号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第41号

○議 長

日程第34 議案第41号財産の交換についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第41号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の交換について議決をお願いするものであります。

町が交換に供する財産は土地で、所在は広尾郡大樹柏木町6番地8。地目は雑種地、地積は1万781平方メートル、価格は3,234万3,000円です。

町が交換により取得する財産は土地及び建物で、土地の所在は広尾郡大樹町柏木町10番地1。地目は宅地、地積は3,556.50平方メートル、価格は1,244万7,000円です。また、その土地に建てられている事務所、工場、倉庫なども土地の取得に合わせて取得するもので、詳細は記載のとおりであります。

交換差額の補足として、1,736万4,000円を交換の相手方が支払うこととしております。

交換の相手方は、大阪市北区鶴野町1番9号、ヤンマーアグリジャパン株式会社であります。

今回の財産の交換につきましては、相手方であるヤンマーアグリジャパンは、大樹営業所の改築移転を予定しており、その用地確保を目的としております。

一方、当町は、営業所の移転先が町内で図られるよう用地の提供を行うとともに、同社の大樹営業所は立地が良く、既存建物は大型車両の車庫などに当面利活用が図れるなど、有益であると判断し、お互いの財産を交換するものでございます。

なお、議案下段に法令の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

交換する事務所とか整備工場、倉庫とあるのですけれども、これは一体バスが何台ぐらい駐まれるのでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

工場の建物が2か所ございまして、倉庫がございます。バスが5台から6台、6台は駐められるかと当町のほうでは考えている次第でございます。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

交換地を、町の方は見てきたのですかね。それとも、向こうのほうからこういうものがあるというものを見たり、聞いたりしているのでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

事前に図面等を提供いただいて、まず図面で確認させていただいています。また、5月12日の日に、私ども総務課の職員並びに建設課の職員、あと、たまたま町長が帯広に出張する際に寄っていただきまして、総勢7、8人で現地を見て、工場とか中を拝見させていただいている次第です。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

私が見た感じでは、一番大きい倉庫で、丸型の倉庫ですが、あそこは奥のほうが半分切ってあって、大きい車は駐められないのではないかという話なのですね。そして、こちら側の

四角いあれは、2台か3台ぐらい。そして隣の小さい倉庫だと、小型車だったら3台ぐらい駐められるという感じなのですが、それは車の長さとか、あれを見ないと分からないですよね。そして、大きい車庫は、何で2台かという、入り口が狭いのですね。そういうことがあります、見た人でも、従業員も2台駐めたら手一杯ではないのかという感じでしゃべっているのですね。

そういうことがあるので、町議があまり見ないというのは、聞いてきたり何かしなかったら、役場の職員だけで測ってきましたとか何とか、きちんと言わないと、なかなか。一番良いのは、車を持って行って入れてみれば一番良いのですね。だから、長さがあるので、いろいろあるのですけれども、町議が聞いていないというのは、困る部分があるのではないかと考えるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

職員のほうで確認をさせていただいたものですから、特に町議の皆さまに直接現場をという機会は設けていなかったのですけれども、現場を見まして、バスの大きさも大きいものから小さいものまでありますので、組み合わせれば6台ぐらい入りそうだという確認をしているので、それで十分かなと思ったものですから、そのようにさせていただきました。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

交換する予定地は、柏林公園の前ということであり、子どもの通学路や公園への道でもあります。将来的に農業機械や農業機械を乗せたセルフトラックなども頻繁に出入りすることも想像されますので、子ども達の安全確保のために検討されたことがあるかどうか、お聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回、交換する土地は、道道に面している土地でございます、交通量はある程度ある道路ではあると思っております。その点で、歩道がありますので、その歩道を通っていただくということになろうかと思っておりますので、公園側の歩道に関しては安全かなと思っております。出入りする部分については、交通量が増えることは十分考えられますので、そちらにつきましては、当然利用者側の安全確保もお願いしていきたいと思っておりますし、通行する方も公園側の歩道を主に通っていただくようになると思っているところでございまして、特に交通安全に支障が出るというふうには思っておりません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

交換の土地のヤンマー側に提供しようとしている土地については、現在その向こうに役場の簡易な倉庫があるのですよね。そうすると、この図面でいくと、全部1区画交換の対象にすると、出入りの問題で迂回をするような格好になるのですけれども、利便性の問題で道路敷地を残すような議論がないのかどうか。

それから、今まで利用した中に、除雪で出た雪を排雪に使った状況があるのですが、今後、代替地等の検討がきちんとされているのかどうかということと、もう1点は、倉庫以外の土地の利用についてはどのように考えているのか。この3点について伺いたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご質問の倉庫への出入りについては、片側になるということで、遠回りになるということは、これは致し方ないかなと思っているところでございまして、現在、観光協会の倉庫、それからシルバーセンターの作業所ということで使っておりますけれども、北側のほうから入っていただくようになろうかと思っているところでございます。

それから、雪の関係でございましてけれども、これは除雪の雪をここに堆積するということになってございましたけれども、除雪のためだけに確保するという目的では本来はなかったはずなので、今の雪については、この雪で若干不便にはなるのですが、経費もかさむということがございますが、代替地は、町の集積地を中心にほかの集積地に運んでいただくようになろうかと考えているところでございます。

倉庫以外の土地の利用につきましては、現時点では、今は特に計画はございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

倉庫との通路の関係なのですが、ほかにまだ敷地があるので、通路を残すという考えは、対応としては難しいのですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

通路を残すということの条件をつけての譲渡ではないので、今後、相手先とそれが可能かどうかという話はしてみようかと思っておりますけれども、現時点では、通路を確保するという条件はつけておりませんので、相手先の配置状況等によっては、通路はちょっと難しいこともあろうかと思っておりますが、可能性を追求することはしてみたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

私は、町有地の交換に反対いたします。

その土地は、町の顔としての意味があります。イベント会場の駐車地であり、役場関係の催事等の催しのときに必要であります。催事等のバスではなく、シャトルバスの運行と考えている向きがありますが、果たしてそれで人が集まるのでしょうか。椅子を持ってきたり、又は敷物を持ってきたりするというので、その人達は大変困ると思います。

そして、車庫がなくて困っているとのことですが、あそこは丸屋根で高いのですね。それであれば、雪捨て場の奥に車庫を造ってはいかがかなと思います。農協や旧消防署、神社裏の車庫を一つにまとめるというのはいかがですか。小さな車庫をあちらこちらに数多く造っているよりは、1か所にまとめる仕事がしやすいのではないのでしょうか。

そして、交換する土地は、国道沿いからは入れるのですけれども、反対側からは50センチぐらいの段差がありまして入れないのです。ということは、必ず不便が生じるということになるのではないのでしょうか。役場前の土地をその業者1社のみ交換となれば、反対者が声を上げるやもしれません。

そしてその土地は、冬の5か月間、雪捨て場として使われております。役場関係者は、その他の代替地を考えるべきではありませんか。例えば高規格道路のふるさと大橋の近く、創価学会の近く、ユースタウンの後ろ、芽武15号線の近く、公園のサッカー場などはいかがなものでしょうか。

これらのことを考えて、私はこの交換には反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

議案第41号財産交換について、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の財産交換は、相手方であるヤンマーアグリジャパン株式会社が大樹営業所の移転先を町内で探していたものの、土地の利用計画の制限により、適した土地が探せず、町有地取得について町に相談したことが始まり、町では移転先が町外にならないように町有地を提供することを判断したものであります。

数年前に、他の事業所が町内で土地が見つからず、町外に移転した事例もあり、そのような事態を再び招かないためにも、町は積極的に事業者からの相談に乗り、売却可能な土地については売却を進めるべきと考えております。

また、町が交換に供する土地の柏木町6番地8の土地は、利用目的が定まっていない普通財産であり、現在は役場に勤務する職員の臨時駐車場として利用していますが、庁舎の外構工事が完了すれば利用はなく、それ以外では柏林公園まつりの臨時駐車場、雪捨て場として利用していますが、これらいずれも代替が可能なものであります。

一方、町が交換して取得する大樹町柏木町10番1の土地については、立地も良く、倉庫や工場、大型車両の車庫として活用が可能であり、交換差額を含めて町が取得すべき財産と考えております。

経営の合理化による事業所の統廃合が進み、一つの企業を誘致するのも大変な情勢の下で、既存の事業所が町外に移転しないためにも、今回の財産交換については、賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第41号の件を起立により採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

座ってよろしいです。

起立10人、起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6月7日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月7日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時20分

令和5年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月8日（木曜日）午後2時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢厳則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松木義行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田護

<教育委員会>

教 育 長	沼田拓己
-------	------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹
梅 津 雄 二
松 久 琢 磨

<農業委員会>

農業委員会 会長
農業委員会事務局 局長

穀 内 和 夫
瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 局長
主 事

佐 藤 弘 康
奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番	杉	森	俊	行	君
8番	西	田	輝	樹	君
9番	安	田	清	之	君

を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
6番、船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してありますとおり、子どもの遊べる公園について、町長にお伺いします。

- 1、町長の公約における公園整備の基本的な考え方と方向性について。
- 2、季節や天候に左右されない子どもの室内遊び場について。
- 3、既存の公園の再整備と遊具の更新について。
- 4、新たな公園の整備、大型遊具設置の計画について。
- 5、公園の整備に関する住民アンケート調査の実施について。
- 6、公園の管理方法について。

以上の点について、町長にお伺いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

船戸議員ご質問の「子どもの遊べる公園について」お答えをいたします。

- 1点目の「公約における公園整備の基本的な考え方と方向性について」、3点目の「既存

の公園の再整備と遊具の更新について」、4点目の「新たな公園の整備、大型遊具設置の計画について」を統括的に回答させていただきます。

まず、全般的に、現状の公園は、老朽化による遊具更新の必要性と町民ニーズとの相違があると認識しております。このため、公園整備の基本的な考えとして、町民参加の協議会を設置し、その協議会の意見等を集約した計画を策定する予定です。計画では、公園の再編成や配置を検討し、新たな公園が必要なのか、既存公園の拡大が適しているのか、遊具はどのようなものが求められているのかなど、協議会の意見を踏まえ、検討したいと考えております。計画の実行には、財政負担の低減を図りながら、継続的に事業を実施することも必要であるため、積極的に交付金等を活用したいとも考えております。また、公園は多世代の交流の場としての機能も重要と考えております。

2点目の「季節や天候に左右されない子どもの室内遊び場」についてであります。本年度、商工会が町の補助金を活用し、道の駅1階に室内遊び場を設置することとしており、現在、遊具等の選定やレイアウトの検討などの準備を進めております。今後も子ども達が安全に遊ぶことができ、保護者とともに楽しい時間を過ごせる環境整備に努めていきたいと考えております。

5点目の「公園の整備に関する住民アンケート調査の実施」についてであります。公園整備のための計画策定、調査設計の段階で協議会を開催し、必要に応じてアンケート調査も実施します。特に遊具利用者となる小学生の意見を聞く機会も設けたいと考えております。

6点目の「公園の管理方法」についてであります。従来から町内業者への委託方式としております。公園面積の拡大、遊具の大型化や増設となった場合、その維持費、管理費及び点検費の費用も発生することが予想されます。管理費用も含めた公園の整備内容を検討してまいります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

今、町長のご答弁で、今後、町民参加の公園協議会を設置し、意見やアンケートを集約して計画を策定するという事で、町内の公園については、これから検討されていく事項なのだなど理解しました。

先の選挙の際の選挙広報やリーフレットを見た多くの保護者や子育て世代にとって、子どもが遊べる公園について動き出してくれるのだと、多くの期待をしております。現在、検討している基本計画策定から公園ができるまで、概算のタイムスケジュールなど、お聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

概算のスケジュールということでございますけれども、検討内容によって、やる内容に

よって時期も変わってくるかとは思いますが、先に補正予算でお認めいただきました緑の計画のスケジュールが2年間で計画を策定するというございますので、その中で、既存の公園等々のことも検討しますので、それらを見据えながら公園の計画をつくっていきたいなと思っております。なるべく早くとは思っておりますが、3年目、4年目ぐらいに完成ができればいいかと、自分としては目論んでおります。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

3年から4年かかるという町長のご答弁をいただきましたが、子育て世代にとって子ども遊べる公園ができるという期待がある分、時間の認識としては、しっかりと周知するべきことと思います。町民に対して親切な周知に努めていただきたいと思いますので、その点について再度お伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど申しました緑の基本計画をつくる中で協議会等々、あるいは検討会、あるいはもしかしたらアンケートもということもございます。総合計画をつくる時、あるいは子ども・子育て計画の中でもアンケートをいただいておまして、その中で多くの要望があるということは認識しておりますので、あまり重複するようなアンケートは必要ないのかもしれませんが、それらを基に進めていきたいとは思っているのですが、内容につきましては、アンケートでは分からないところがありますので、一口に公園といっても、ターゲットとする子どもの年齢層とか、その辺で大きく変わってくると思うのですよね。そういうところでは、どのあたりの年代に使ってもらえるような遊具にするかということも含めて、緑の計画の協議会の中で詰めていきながら、大体概要が固まってきましたら基本計画的なものを、基本構想でもいいのですけれども、同時に進めていき、なるべく早く実施したいと考えております。

周知につきましては、計画の協議をする中で、進捗を報告しながら進めていきたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

大樹町には、幼児から3歳児までの遊べる公園が少ないという声も聞いております。ぜひターゲットを絞って、優先順位をつけて、検討していただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

保護者が今期待しているのは、天候に左右されずに年間を通して利用できる室内の遊び場だと、私は思っております。道の駅内で子どもが遊べるキッズスペースの準備を進めてい

ると答弁をいただきましたが、観光や買物と併せて利用するという人はよいと思うのですが、保護者が期待している子どもの遊び場は、また違った形なのかなと私は認識していません。

私が思うのは、北保育園の跡利用。公共施設の有効な利活用としても、北保育園は室内遊び場として最適地であり、幼児期から就学前、そして低学年の子どもまで、一緒に保護者も安心して遊び、時間を過ごせる空間を創出できると思いますので、お考えを伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

室内遊び場についてのご質問でございます。

私の公約では、子どもが遊べる公園の整備ということをおっしゃって、室内遊び場のことを指しているわけではございませんで、これは別な議論と若干思っています。室内遊び場のニーズがあることも承知はしております。冬はどうするのだということもありますので、これはこれでまた考えたいなどは思っておりますが、公園とは切り離して考えたほうが良いと思っております。室内遊びが道の駅にもともとあったのですけれども、コロナのこともありまして、撤去しましたところ、その間に耐用年数が来て、遊具はもう使えないということなものですから、今年度、新たなものを購入して設置するということになっております。誰でも使えるところですので、町民に限定ではございませんから、町外の方が使うこともありますし、町内の方が遊んでもいいのかとは思っておりますけれども、それで十分かと言われれば、もっと広いところで、もっと幅広く遊べる場所というニーズは当然あるかとは思っています。

ただ、室内遊び場につきましても、遊具を検討していく中では協議していきたいとは思っておりますが、一つの建物に遊び場を造ることになりますと、電気をつけて、掃除をして、暖房をたいて、終わったら電気を消してというような管理をどうするのかというところがありまして、専属の人を配置するのかとか、その維持費用をどうするのかといういろいろな問題が出てくるかと思っております。その辺も踏まえて検討したいと思っております。既存の施設の中にそういったものが組み込めないのかという思いは多少持っております。例えばB&Gのどこかの部屋を使うとか、管理人がいて、もう暖房などをやっているところなどにできないかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

維持管理費用はどうしてもかかるものなので、そこについては検討する必要があると思います。

私は、町だけがそれを運営するという方法ではなく、コープさっぽろが展開しているよう

な、トドックステーションのようなスペースとして考え、ほかの事業者や企業の誘致、また子育て団体の利用など、官民連携してあらゆる方法で最適な運用の仕方を検討していくべきだと思うので、別の議論かとは思いますが、ここについても検討していただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

次の3点目の質問に移りたいと思います。

これから計画を立てて公園が完成するまで、既存の公園については、現在の状況で利用していくという認識でよいのかどうか、お聞かせください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

現在ある公園も含めて、公園の在り方、人口も変わってきていますし、使い方も変わってきている、新しい遊具もいろいろ出ているとは思いますが、今使っている遊具はかなり前からのものでありますので、その辺の在り方、財政状況も見ながらになりますけれども、そこら辺も見直すというということで、緑の基本計画というものを策定するというにしておりますので、その中で、公園の位置、数、それから内容というものを見直しながら、検討していこうと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

公園の再配置や計画が進んで子どもが遊べる公園ができるまで、僕は、その間、今の公園のまま行くのかどうかというのが聞きたかったということはありません。

子ども達は、老朽化していようと町外の大型公園と違っていようと、文句も言わず元気に遊んでいます。今後の方針が決まるまで、せめて、きれいな公園に環境を整えてあげることが私は重要だと思いますので、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

おっしゃるとおりでございます、危険なままにしておくとか、そういうことはございません。まず、安全第一ということで、現在でもブランコの囲いが必要になってきていますので、そういった囲いの設置なども行っておりますので、それから既存の遊具の安全点検というものはやっております。これは当然やっていきますし、安全な部分と、それから老朽して取り替えなければならないものなどについては、これは行っていく予定でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

4点目の新たな公園の整備と大型遊具の設置の計画については、今後検討されていくと

ということでしたので、その中で1点だけ確認したいのが、選挙の際には、生涯学習センターの前のコスモス畑が子どもの遊び場の候補地として上げられたということもあります。その点については、計画の中に含まれるのか、含まれないのか、それとも今検討していくのか、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

選挙の公約の際は、私のアイデアを申し上げたものでありまして、もちろんこれも一つのアイデアとして、いかがかということでも検討させてもらいたいと思っておりますので、決定事項でも何でもなくて、一つの案として出したいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

では、5点目の住民アンケート調査の件についてお伺いします。

必要に応じてアンケート調査も実施してくれるということでしたが、マスタープランのアンケートの際、記載の中で1,500件中の二十数名が公園に対するアンケートにお答えしていただいたということもお聞きしております。

そこで、より多くの意見をもらえるよう、これから創意工夫をして、アンケートをする際には多くのアンケートが返ってくるようお願いしたいのですが、その点についてお伺いします。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

アンケート調査については、答弁書のとおり、各段階において必要に応じて実行してまいりたいと考えています。また、いろいろな計画を策定する段階で、アンケート調査を実施しております。その回答率について、なるべくたくさん回答を得て、たくさんのご意見を賜って、計画に生かしていってくださいという話でしたので、アンケートの内容について、あまり字が多過ぎると回答に困るとか手間がかかったりということも考えられますので、その辺は工夫して、アンケートをやる場合、文字を少なくするとか絵を多く取り入れるというような工夫はしてまいりたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

是非、工夫をして。今の時代は、アンケートといってもいろいろな形式があるので、メールやラインやいろいろな方法があるので、検討していただきたいと思います。

6点目の公園の管理方法についてお伺いします。

大樹町の町内の公園の中でいろいろ課題はあると思いますが、運動公園についてお伺いしたいと思います。

現在、少年団で利用している柏木の運動公園は天然芝であり、サッカー少年団は非常にすばらしい環境で練習ができております。ですが、芝生の修繕費用が足りないとの声も聞きます。せっかくいい芝のグラウンドなので、適正な予算を組み、適正な管理をして、子どもの安心・安全のために努めていただきたいと思いますので、その点についてお伺いします。

○議 長

松久社会教育課長。

○松久社会教育課長兼図書館長

今質問にありました運動公園の芝についてですが、毎年、状況を見て、それに見合った形で補修を行ってございます。確かに、全部が全部、直したりはできないかもしれませんが、やはり早急に直さなければいけないところから順次、毎年、手をかけて直しているところでございます。今後とも状況を見て、修繕の量だとか、場所だとか、その辺は検討しながら進めていきたいと考えているところです。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ぜひ、少年団としっかり連携し、適正な予算で適正な管理に努めていただきたいと思います。

柏林公園の維持管理について少しお聞きしたいと思います。

公園の維持管理費用は増大する一方で、労務単価の上昇は今後も続くことが予想されます。柏林公園は、広い管理面積と樹木の高木化、予算内での維持管理費用を保つために剪定の回数や草刈りの回数を減らすことなどにつながり、また業者の負担にもつながる可能性もあります。そして利用者の苦情や公園の質の低下と、ますます利用者の減少を招くことが懸念されます。

公園の維持管理方法については、従来どおりの委託方法だけではなく、町民協働の公園管理、子育て団体やNPO法人による管理の支援、ボランティア活動の推進など、あらゆる方策で公園管理の担い手の拡大を検討していかなければならないと思うので、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

柏林公園に限らず、どこの公園においても、燃料も上がれば人件費も上がっているということで、管理費用が増大するのは、もう明らかであります。

その中で、町民ボランティア的な、そういった活動をしてもらえるのは大変ありがたいのですが、そういったことがあれば、ぜひ言っていただけるとありがたいと思っております。

こちらから呼びかけるということでしょうかね。呼びかけてもいいのでしょうかけれども、応えてくれるところがあるのかどうか、私は今思いつきませんけれども。例えば町民参加のコスモスの種まきのような、今日は柏林公園を清掃する日ですとかというような呼びかけは、もしかしたらできるのかなという気はしますが、そのようなことは考えてみてもいいかと思えます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ぜひ、そういった活動を応援できるような、また町からもアプローチがかけられるような体制をつくっていただいて、町民が一緒になって柏林公園を管理する、そういう日があってもよいのではないかと私は思っております。

最後に、今まで子ども達も保護者も、子育て世代だけではなく、多くの町民が大樹町の公園の在り方に少なからず疑問を持っていたと思います。いつか大樹も、子どもも保護者も楽しめる公園ができたらいいなという希望を持ちながら、他町村の公園を利用しながら現在に至っております。

全国で多くの都市公園の再編成、リニューアルが行われ、ユニバーサルデザインの公園やインクルーシブ機能を持った公園、観光の一つの目玉としての公園、その町独自の特色を持った公園として生まれ変わっています。

大樹町が、緑の基本計画策定をきっかけに、町内の子どもと保護者が安心・安全に遊べる公園、障がいのある子もない子と一緒に遊べる公園、多世代間の健康増進、人と人とのつながりを持てる地域交流の拠点として、そのような公園を目指していただきたいと思っております。

最後に、町長に大樹町の公園の将来の展望を一言いただけたらと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今、議員言われたように、ユニバーサル、あるいは観光、障がい者、あるいは多世代間の交流というようなテーマはもちろん持って、これから協議にも臨みたいと思います。

ただ、隣町が立派だからそれに見合ったとかといった考え方はあまり持たないで、我が町の身の丈に合った、使いやすいコンパクトなといっちはあれですが、華美にならないような、使いやすい安心して遊べるような公園を目指していきたいと思っております。

これは、協議の中で皆さんと話し合っていきたいと思っております。よろしく願います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。

大樹町の公園の未来を期待して、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時28分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しました、宿泊施設不足の解消と企業誘致の環境整備について、町長にお伺いいたします。

現在、大樹町では町外企業の出入りが急速に展開されており、今後もその動きや企業進出が加速する可能性があります。企業の出入りは、「人」の出入りであり、町内の宿泊施設の予約が取れず、やむなく町外の施設を予約したという声が多く聞かれております。大樹町に宿泊してもらってこそ、大樹町内の経済効果が高まるものと考えております。また、新たな企業進出は、雇用が増加し、町の活性化も期待されますが、一方で、町内に土地がなく、町外に出ていった残念なケースも現実的にありました。

そこで、宿泊施設不足の解消と企業誘致のための環境整備について、次の点をお伺いいたします。

- 1、宿泊施設不足の解消に対する町の考えと今後の取組について。
- 2、新たな企業進出のための都市計画法の用途地域の拡大、変更について。
- 3、新たな企業誘致のため、農業振興地域の見直しについて。

町の考えがあればお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の「宿泊施設不足の解消と企業誘致の環境整備について」お答えをいたします。

1点目の「宿泊施設不足解消に対する町の考えと今後の取組」についてであります。町内には市街地にビジネスホテルが2軒あり、いずれも5月から11月にかけて建設工事や航空宇宙関係者の利用が多く、平日は空き室がほとんどない状況だと聞いております。宿泊

施設不足を解消するためには、民間によるホテル建設を促進したいと考えますが、町として用地やインフラ整備など、協力していく必要があると考えております。

2点目の「都市計画法の用途地域の拡大又はその変更について、検討又は計画」についてであります。今年度改訂する都市計画マスタープランにおける土地利用は、用途地域の拡大に対応できる方針とするよう考えております。拡大する用途地域の種類や規定用途地域の変更は、当町の実情を示し、拡大に向けて北海道と協議してまいります。

3点目の「農業振興地域の見直し」についてであります。原則として農業利用以外の利用が認められない農用地区域の都市的利用の可否についての質疑だと思います。

農用地区域は、概ね10年を見通し、農用地として利用すべき土地として市町村が農用地利用計画に基づき設定しますが、設定の際は、集団性や基盤整備事業・土地改良施設の状況など、全国一律で適用される客観的要素があり、これにより、本町では約1万4,000ヘクタールの農地を含む1万5,300ヘクタールが農用地として設定されています。

土地計画区域や森林地域を除き、住宅や商工業施設用地としての利用可能な土地の多くが農用地区域であるため、転用が認められず、町全体としての均衡ある発展に影響を及ぼしている可能性は否定できないものと考えます。

農業振興地域整備計画は、一定期間ごとの見直しが必要であり、その際は土地利用の需給状況や土地利用関係法令等との調整、総合計画など、市町村基本構想との整合性が問われることから、第6期総合計画の策定作業を進める中で、見直しについて検討してまいります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。民間によるホテルの建設を促進したいとのご答弁をいただきました。

大樹町でも、現在、起業家等支援事業による補助金制度があります。仮に、現在、ホテルや快適な宿泊施設を建てようと思うと、今の資材高騰などの影響もあり、小規模な宿泊施設でも1億円以上の建設コストがかかってしまう状況とお聞きしており、その200万円の補助というのは、焼け石に水の状態であると考えております。大樹町に経済効果をもたらすような事業については、もっと補助金を出してもいいのではないかと考えております。

宿泊施設ができれば、大樹町に訪れた方が大樹町で飲食をし、宿泊し、飲食店がにぎわうので、町全体の経済効果が高まるものと考えております。そういった経済効果が高まるような事業、特に今の大樹町であれば、ホテルや宿泊施設だと感じておりますが、この辺りの必要な事業に対する補助金の増額など、現時点でのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員おっしゃるように、起業家支援制度というのは、若干毛色が違うといえますか、起業

家は新たな事業を始めようという方々の背中を押すということと、商店街のシャッターを上げたいというような目的でやっているものでして、民間ホテルとなりますと、言われるように億単位のお金がかかり、なかなか二の足を踏んでしまうという部分もあるのかと思いますので、そこに対しての補助事業につきましては、部屋数ですとか収容人数ですとか、そういったことを加味しながら、町にとってどのくらいの経済効果、大きいだろうとは思いますが、その辺もよくよく検討して、新たな制度というのは考えてみたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

答弁の中でいただいております、インフラ整備などの協力という答弁をいただきましたが、現時点でどのようなことを想定しているか、もしお考えがあればお聞きできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

土地利用のことになりますけれども、敷地があつて、そこに建てたいというような場合に、そこに至る道路、あるいは下水道、あるいは上水道、これらをどうするかというところでの町でできる協力はしていきたいという意味でのインフラ整備でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。

新たなホテルや宿泊施設の建設というのも一つかと思いますが、一方で、既存施設の活用というものを考えていないかということもお聞きしたいのですが、現在、使用していない教職員住宅の活用はどうかと考えております。

先の調べによりますと、教職員住宅は、現在、大樹町内で10戸ほどの空きがあると確認しております。町が所有する空き物件の活用について、宿泊施設を含めて、その辺り空き家にしておくのは非常にもったいないと感じておりますが、この辺り町のお考えがあればお聞きできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

教職員住宅は、確かに空いております、そもそも目的が違うといえれば目的が違うもので、教育財産でございますし、先生方に住んでいただいて、ここで生活をしていただいて仕事をさせていただくというためのものがございますので、目的以外に利用すること自体は本

来ではないと思うのですけれども、ただ、現状として、段々空いてきているというのは、先生によりますけれども、居を構えて、そこから通っておられる先生も段々増えてきたということもございまして、空いている戸数が少し増えてきているということかと思っております。

有効に活用したいという思いは私どももございまして、ただ、人事異動で住まわれる先生が来られるとなると、また本末転倒になってしまうということもありまして、二の足を踏んでいるところではございますが、例えば年度をまたがない短期間の3月までの利用とか、そういったことは考えられるかと思っております、この辺は教育委員会の教育財産でもございますので、その辺と協議をしながら、10戸全部というのは無理でしょうけれども、二つでも三つでも違った利用の仕方というものは検討できるかと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。

10戸まるまる利用するというのは現実的に無理かとは思っておりますが、それこそ町長に答弁いただいたとおり、1戸でも2戸でも有効に活用していただければと思っております。短期間の貸出しとなりますと、1年単位で、必要な教職員の方が来るときは空けられる状況をつくっておけば、活用はできるのではないかと感じております。

その一つとして、民泊制度の利用もいかがかと思っておりました。民泊制度は、年間180日、住宅だったり戸建ての家だったり、宿泊施設として利用できる制度があります。これも短期間、例えば1年以内で運用させてもらって、民泊として利用して、そんな形だと必要なとき教職員の方が仮に需要が出てきた、住む方が出てきたとなれば、それは当然また教職員の方が使えるものとして扱えるかと思っております。

十勝管内でも、清水町が民泊事例を多くつくっており、教職員住宅も利用しているということでお伺いしておりました。そういった空き物件を利用することによって、また場合によっては、町全体で宿泊施設として民泊制度をうまく利用できれば、宿泊施設も多くつくっていけるのではないかなということを感じておりますが、その辺り民泊の利用について、もしお気持ちや考えがあれば、お聞きしたいと思っております。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

民泊制度の利用ということでございます。

民泊制度は、私の認識では民泊は民間住宅かと思っていたのですが、教員住宅でやっている例があるというのは知らなかったのですけれども、それができるのであれば考えることもできるかと思うのですが、誰が貸すのかと。民泊制度で町が貸すのかというところは、調べてみないと分からないところがありますが、そういった利用ができるのであれば、それも

考えられるかとは思いますが。

私の認識としては、民泊制度は私ども自分たちが持っている住宅の1室を使っていたくと、それを180日以内なら宿として使っていいですよという制度かと思っておりましたけれども、公的な建物でやれることができるのかどうかというのは、これから調べてみたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。

2点目にお聞きしておりました、都市計画法の用途地域の拡大又はその変更についてというところで、現在マスタープランの計画を立てているところですが、都市計画マスタープランというものはどういったものか。そういったところと、用途変更から拡大、仮にプランが出来上がってから完成するまでというのですかね、そういった期間的などころも教えていただけますとありがたいです。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

都市計画マスタープランについてです。

まず今年度、1年かけまして都市計画マスタープランを新たに策定してまいります。このマスタープランの計画期間としましては、20年を想定しています。総合計画10年に対しまして、都市計画のマスタープランについては、その倍という長い期間を見越した大樹町の都市計画の在り方を示す内容となるのですけれども、具体的には、都市施設としまして都市公園並びに都市計画道路及び大きく言いますと土地利用の計画についてというものについて、都市計画の制度上の範囲内で大樹町の都市計画をどういう方向性、若しくは基本方針をもって今後20年を進めていくのかというものを示す内容となっております。

具体的に、今、土地利用について、用途変更を例に挙げますと、どれぐらいの期間が必要かとなりますと、その辺はなかなか、こちらで設定する期間がそのままなるのかどうなのかというのは、北海道の土地計画審議会との調整もあるのが実情となっております。ですけれども、一般的に考えますと、計画での位置づけ、マスタープランでの位置づけ、それともう一つ、北海道が策定する整備開発保全の方針での記載があるのかどうなのかという審査を受けて、後に都市計画決定の告示決定という形を取りますので、概ねなのですけれども、4年から5年の期間は必要かと思っております。

ただ、先ほども説明しましたように、北海道の審議会との調整等もございますので、我々大樹町側として考える期間として捉えていただければと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。

動き出してから4、5年かかる、変更にかかるというところですね。先の質問にありました、宿泊施設不足の解消についても関連していきますが、空いている土地について、用途制限があり、事務所や旅館、宿泊施設の計画があっても建てられないという大樹町の現状があります。

大樹町でも都市計画法にいろいろ細かい制限がありますが、第一種中高層住居専用地域という地域におきましては、旅館、ホテル、事務所等を建てられない扱いになっております。一方で、第一種住居地域につきましては、事務所、旅館、ホテルの建築が可能となっております。

この辺り、結構地主との調整ができる土地だったり、計画がある土地でも用途変更があることによって計画が進まないということも多くお聞きしております。大樹町に新たな企業が入ってくる中で、今利用できる土地を利用したり、将来利用できる土地を利用したいという声も多く聞いております。ただ、現状では、そこは企業としては事務所の建設だったりホテルの建設だったりということに利用できない土地となりますと、現状でも新たな企業の進出がそこで止められていると感じております。

企業が来たいときに来られるような環境整備、来れるときに来れなかった、入る場所がなかった、土地がなかったということがないように、早急なプラン作成をお願いしたいと思っておりますが、この辺りの考えについてお聞きしたいと思います。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

播間議員のおっしゃるとおり、最近、大樹町では人口増が去年、おととしと進んでいる中で、企業の誘致への活発、若しくは企業進出についてのご相談がたくさん受けているという状況も把握しております。

現在の都市計画につきましては、20年前に策定した都市計画マスタープランに基づき現在の都市計画における用途地域の制限、若しくは誘導を図っております。民間企業についての動きが、スピード感が大事だということも十分理解はしているのですが、その反面、今の用途地域の中で住宅専用地域につきましては、ある程度静かな住宅環境の中で生活していただいている住民の方もいらっしゃいますので、そういった方々にも分かりやすく、ある程度時間をかけてマスタープランの策定によって周知して、今後の土地利用の方針をご理解いただく期間もある程度必要かとは思いますが、先ほど言いました4年から5年かかるという期間の中で、新しい企業が大樹町により多く進出いただけるようにスピード感を持って策定後の動きも進めていきたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ご答弁いただいたとおり、スピード感を持って進めていただければ、本当に企業の動きというのは早いものでありますので、なかなか5年後を待ってられないというところもありますので、順次対応いただければと思っております。

3点目にお聞きしておりました、農業振興地域の見直しにつきまして、農業振興地域の件ですが、農地を守る農地法とのバランスが必要と考えております。バランスが必要ではありますが、例えば国の事業なので一緒にはなりません、現在、大樹町内では高規格道路の建設が進んでおまして、畑をまたいで横断している状況です。必要なものに対しては必要な事業、畑も利用させていただくということもあるかと思いますが、大樹町はいわゆる市街地から離れると国道沿いは大部分農地となっております。大部分の農地が農業振興地域の指定があるために、新たな店舗、企業進出の土地として利用できない現状があり、そのために大樹町から離れてしまった事業者があるのは、先に述べたとおりです。

先ほど答弁にありました、商工業施設用地として利用が可能な土地の多くが農用地区域であるために転用が認められず、町全体としての均衡ある発展に影響を及ぼしている可能性は否定できないとの答弁をいただきましたが、私自身もそのとおりだと感じております。

地主側と合意交渉が進んでも、農業振興地域に指定される農地につきましては、農業委員会の農地法の許可が下りないという現状があります。逆に、農業振興地域の指定がない農地につきましては、適切な農地転用計画があれば、農地転用ができます。今後の企業進出やチャンスを生かすために農業振興地域の見直しが必要で、町のほうから北海道等の提案が必要と感じておりますが、この点について、改めて町の考えをお聞きできればと思います。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

農業振興地域整備計画の関係でございます。実は農振地域は、まず国が国内で確保すべき農地の面積という基本指針を出します。それに基づきまして、都道府県が農業振興地域の指定を行います。市町村がそれに基づきまして農業振興地域整備計画をつくって、その中で農用地区域という色塗りをいたします。

ただ、先ほど申し上げました町長の答弁にございましたとおり、農用地区域に設定すべきとされる土地というのは、客観的な要素、ある程度全国一律でございます。一番大きなものが10ヘクタール以上の一まとまりの農地、これについては農用地区域にしると。ほぼ強制的と申しますか、ルールになってございます。そういたしますと、大樹町は10ヘクタール以下のまとまりしかない農地というのは、ほぼございません。町道とかといったものはそれを分断している要件に入りません。なので、国道沿いも含めて、どうしても農用地区域になっていると。

ただ、農用地区域は、もちろん地権者が非農家になってしまっているとか、絶対にできないものではございません。先ほど2点目の関係もございませけれども、例えば他の土地利用

計画と調整を行う。例えば、都市計画区域内の用途地域に指定されると農用地区域としての指定はございません。そういった形で個々の個別の規制法令との関係で、農用地区域からの除外というのはできるのですけれども、国が定める確保すべき農地面積というのがございますので、これを例えば毎年4ヘクタール、10ヘクタールとかという形で除外するということができませんで、それをやるのであれば、町全体の土地利用計画を見直す中で、若しくは大樹町として農業振興地域整備計画を北海道庁と協議しながら見直すという作業が必要になりまして、一応概ね10年に一度程度なのですけれども、ただ大樹町の近況を先ほどおっしゃられましたとおり、近年、人口の状態も含め、土地利用に対する需給状況も含め、変わってございます。大樹町農業振興地域整備計画、それから農用地利用計画、総合計画の中で将来的に町をどうするのだというのが決めていく段階で農振地域の見直しが必要だということであれば、そこは各地権者全体の意見を聞きながら、取り組んでしっかりと道庁と協議ができるのかと思います。

先ほど建設水道課長の答弁にもありましたけれども、土地利用審議会、道庁では国土を5種類の土地に分けてございます。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然環境保全地域、この全体の五つのやり取りの中で、農業地域から都市地域に変わる、森林地域に変わるということもございますので、そこは大樹町が昨年度、今年度かけて、町の将来を描く総合計画の進捗に合わせ検討させていただければと考えるところでございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。

私自身もむやみに農地を転用するだとか、農地以外にするとか、そういう考えではないことをご理解いただきまして、ただ一方で、新たに大樹町に入りたい企業につきましては、やはり目立つところに入りたいという声を多くお聞きしております。目立つところといいますと、やっぱり大樹町内でいけば、国道沿いかなと思っております。

宿泊施設不足の解消であったり、企業誘致、事務所、場合によっては工場の建設なども、今後、可能性ですけれどもあり得るかもしれません。既存企業の定着のための見直しにつきましては、今後大樹町の発展の鍵となると感じております。企業を誘致するとともに、企業が離れないようなまちづくりを行っていきたくております。とにかく今までにないぐらいいろいろな企業に注目されていると実感しております。チャンスを逃さないような町政に取り組んでいただきたいと思います。

そんな思いを残して、初回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました質問について、町長にお伺いいたします。

まず、住民懇談会の開催でございます。町長は、選挙公約で「対話で共創」という言葉を掲げました。その中で、地域や団体の懇談会を定例化し、大樹町の将来像を描く「未来共創会議」これは仮称となっておりますので、これを設立するとしております。そこで、具体的にどのような内容でこの公約を推進していくのか、次の点についてお伺いをいたします。

1、懇談会の規模です。それから回数はどのように考えているのか伺います。また、現在行っている「町長と語る会」、これは地元団体の要望について町長が出向いてやることでございますけれども、これについては、引き続き要望があれば実施していくのかどうかお伺いをいたします。

2、「未来共創会議」について、具体的にどのような内容で行っていくのかお伺いをいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の「住民懇談会の開催について」お答えをいたします。

1点目の「懇談会の規模と回数、町長と語る会の実施」につきまして、懇談会は、これまで町政の重要案件があった際に開催してきましたが、今後は、案件の有無にかかわらず、住民の声を町政に反映させるため、ブロック別の住民懇談会を定例化し、年に1回は開催することといたします。

また、町長と語る会につきましては、行政区や団体などから申込みがあれば、これまでどおり地域に出向いて開催してまいります。

2点目の「未来共創会議」についてであります。住民ニーズが複雑化・多様化する中で、世代や職業等を問わず多様な住民とともに町の課題解決に向けた意見を出し合い、本町の新たな魅力や価値をつくり上げていくことを目的に「たいき未来共創会議」を設置することといたします。中学生、高校生を含め20人程度で構成し、年2回程度（7月、2月）を目処として考えております。会議を通じて地域社会のつながりを高め、対話によるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長の今までの行政懇談会については、これはどうして定例化しないで重要案件だけになってしまったのかと。前町長ですけれども、一回伺ったことがあったら、参加者が少ないという答えが来ましたので、私は、これは今後、黒川町長は人をどう集めて、やっぱり2人や3人、5人といったら、本当に意見も出なくなってしまうと、10人、15人、20人になっていくと次々意見が出てくるという、私の経験ですけれども、そういう感じを持っております。どのように集めていくかというのは、私が思うには最大の課題だと考えています。この点について、町長は、具体的にこういうふうにして住民に集まってもらうのだというような具体策を示していただきたいと思っております。また、こうしてほしいという私に対するご意見でも構いませんので、ぜひお願いしたいと思っております。

また、重要案件といっても、今までも大樹の現庁舎でやる時も、なかなか人が集まらなかったもので、そういう住民の中に呼びかける協力者を常につくっておく、そして人を集めてもらう。具体的なことでいえば、今までは広報紙とか、あるいは広報無線というものでやっていたのですけれども、それだけでは私は非常に足りないと思っております。具体的に協力してくれる人に本当に一人ずつ集まってもらうことによって、不思議と今までに意見を出したことがない人でも、その場で現場から意見が出てくるという経験を持っておりますので、その点について、まず人を集める対策を町長はどう考えているか、伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

参加者が少なくて開催も滞ったということで、悪循環になったということもございます。コロナのこともございまして、それから途絶えてしまったということもあったのですが、コロナも5類に移行したということで、膝をつき合わせて話をするという部分が大事かと。顔を合わせてと思っておりますので、いろいろブロック会議的なこともやっていきたいと思っております。

では、どうやって集めるのかですが、開催の場所、あるいは時間帯、時期等々は当然あるかと思えます。6月末の一番草をやっている間に、農村部でやっても、それは誰も来られないと思えますので、来やすい時間、場所などをまず設定するということが第一かと思えますし、あとは、先日、区長会議がありましたけれども、区長会議でも挨拶の中で、こういったことをやっていきたいと思っておりますので声かけをよろしく申し上げますということを申し上げましたので、そういった行政区を通じての周知、あるいは地域でいろいろお世話役をやっているような方に声をかけていただくなどということも必要かと思っております。

また、こちらから、テーマがあればこういったことも話したい、そのテーマで決めてしまうわけではないのですけれども、ある程度こういったことも話したいのだよねと。例えば浜

大樹ですと、防災施設についてみんなで話したいとか、これは目的を持ってやりますけれども。先ほど出ていました公園の在り方なんかもみんなと話したいのだよね、というようなことを示すのも、関心ある方は来ると思っていますので、そういったことも必要かと思っているところでもあります。

ただ、なかなか来られないからといって、無理して集めるということもできかねるかなと思いますので、来やすい雰囲気をつくりながら、役場の職員が20人も並んでいて、参加する方が5人だったとかというようになると、なかなか発言もしづらと思いますので、こちらでも少数で行きながら、幅広い話をしていきたいと思っているところでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長をはじめ、役場の担当者が20人も来て、そしてこちらのほうが5人とかといったら、これはもう本当に話をしづらいというのは本当ですよ。ですから、もし町長と語る会ということであれば、その地域の団体が主催するわけですから、それなりに声をかけることに当然なと思うのですよね。

ところが、行政懇談会ということになると、どうなのでしょうね。私、聞きたいのですけれども、例えば私の地域でやると仮定した場合、こういうことでやりたいのだけれどもという、事前に打ち合わせとか何とかということをしていただけることは可能なのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

区長を通じてになると思うのですけれども、事前にこういう日程でこういう場所でやりたいのですよねということは、まずは相談をさせてもらって、それから取りかかるというようなやり方になろうかと思えます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

私たちがそういう意味では苦慮しているところなのですけれども、時間帯も、私たちの地域は農村地帯だから、昼間だということではないのです。夜とか、そちらのほうが、人が集まる傾向にあるという最近の私の経験であるので、事前にどういう時期、時間帯、特に時間帯ですね、農作業とか仕事のこともありますので、そういうことも事前に打ち合わせしていただくと、せっかく行政懇談会を、対話でまちづくりと言いますから、これは今に始まったことではなくて、もっともっと古い時代から言われていることで、特にネット社会になったらこういう会議も要らないのではないかなどということではなくて、むしろ、こういう町長が今回掲げた対話ということ望んでいる。別にコロナだったから途絶えたからということではなくて、やはり対話ということは、それだけ住民のほうで重視しているという

ことだけは間違いない。私も肌で感じておりますので、そのところは一緒に地域の人たちと取り組んでいていただきたいという姿勢は、町長のほうで示していただきたいと考えておりますが、もう一回伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

繰り返しになるかもしれませんが、私は、対話を重視したいと思っておりますので、こちらから向いて、話せる場面というのをつくっていきたくと思っておりますし、ざっくばらんな話ができればいいかと思っております。

町政全般にわたって話ができるような場面というのは、もっとあってもいいのかと思っておりましたので、そういった場面をつくっていくために、いろいろアイデア、こういうやり方がいいとかというアイデアをいただければ、それはそれでまた考えますが、まずはブロック的な会議を開いていって、その中で会議の在り方も含めて対話できればいいかと思っております。ぜひ積極的にやらせていただきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

いろいろな決まったものではなくて、その都度その都度、本当にタイムリーな方法でぜひ開催していただきたい。ただ、全町6ブロックというから、これもまた重たい課題だと私は想像するのですけれども、これは、ぜひ今回定例化した上で6ブロックと。逆に定例化して、そのようにしてやってくれるということになれば、この次に行こうかという気持ちにもなると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、2点目の共創会議が今度新しく町長から提案ありました「たいき未来共創会議」ですよ。これについて、年2回程度ということですが、人選の中で中学生、高校生ということなのですが、中学生、高校生も含めてというか、これは高校生の方々もなかなか学習の時間も取られたりして、また現実に、今までもコロナで中止してはいたけれども、高校生議会などで対話をしているのが現実ですよ。かなり効果というか、生徒の評判もいいので、それはそれでいいのですが、あえて高校生を入れるということで、どういう効果があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まちづくりに高校生、中学生でもいいのですけれども、若い世代が参加するということが非常に大事かと思っております。特によくありますのは、高校生プロデュースのスイーツができたとか、あるいはコンビニのメニューを高校生が考えたとか、あるいは先ほどの話ではないですが、公園のレイアウトを高校生が考えたとか、子ども達というか若い人達の発想

力というのは、全部取り入れられるかどうか分かりませんが、私どもが思いつかないようなことを、あるいは違った視点で見ている場合もありますので、そういった意見もぜひお聞きしたいと思っておりますので、そういった部分で中学生、高校生の参加も、それはもちろん授業のカリキュラムの中で負担にならない程度のところを学校と相談させてもらいながら、新学科設立もありますので、それは地域探求学科ということでございますので、その辺の時間も利用できるものであれば、利用させてもらえればと思っておりますのでございます。

また、未来共創会議のメンバーの考え方なのですが、最近言われている、ほかの町でも取り入れているのは、無作為抽出で、くじ引で決めるというメンバーの決め方もありますので、これも参考にして。こうするとは言わないですが、そういった方法も一つあるかなと。

例えば道路を造りたいのですよねといったときに、その道路に関わる人がメンバーになると、利害に絡んできた人達になります。また、会館を造るとなれば、会館の利用者が使いたい人達が意見を言うということではなくて、町全体を考えたら、その会館は本当に必要か、こんなに大きく要るかとか、そういう意見を言えるのはあまり利害に絡まない人のほうが言えるということもありまして、そういうものにはくじ引で、例えば500人、1,000人の方に声をかけて、参加しませんかと言って、それで参加しますと言ってくださった方をメンバーにするという方法も一つかなと思っておりますので、これは決めていませんけれども、そういった方法も一つあるかと思っておりますのでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

こういうものというのは、1回や2回とかというのではなくて、本当にいろいろなことをやって、そしていろいろな意見が出てくるということは、私もそう思います。くじ引というのは一つ、いいかどうかはやってみなければ分からないので、いろいろなことをやってみて、そして会議を、ぜひ大樹の未来というのかな、現実には私は今やってほしいことというのが多分出てくるのかと。それが積み重なって、私は大樹の未来が明るくなっていく、希望が見えると考えているのですよね。

そんなことを町長に要望して、住民懇談会の質問を終わらせていただきます。

○議 長

次に、11番、菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました、高齢者専用住宅等の整備について質問をさせていただきます。

少子高齢化により長期間続く人口減少問題は、町が抱える重要課題の一つでありまして、昨年、大樹町は23年ぶりに人口が増えたということで話題になりましたが、その一方で、近年、多くの高齢者が様々な事情により住み慣れた大樹町を離れるという事例も増えてい

ます。

そこで、高齢者が健康で安心して大樹町に住み続けていくための対策として、町なか、いわゆる町の中心部で商業施設や医療施設から近い場所に高齢者専用住宅などの整備を急ぐ必要があるのではないかと考えますので、以下の3点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

1点目は、町なかにサービス付き高齢者住宅の早期整備についてであります。

2点目は、特別養護老人ホームの増床についてであります。

3点目は、町として介護タクシーを配備する、又は民間事業者が介護タクシーを配備した場合の助成についてであります。

以上、3点について、よろしく願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

菅議員ご質問の「高齢者専用住宅等の整備について」お答えをいたします。

1点目の「町なかへのサービス付き高齢者専用住宅などの早期整備」につきましては、サービス付き高齢者専用住宅は、バリアフリー化や居住者への生活支援実施などの基準を満たす賃貸形式の住宅で、平成23年の高齢者の居住の安定確保に関する法律改正により創設されたものです。概ね自立して生活できる高齢者が入居対象であり、食事の提供や介護士等の職員が常駐し、安否確認や生活相談に対応しています。

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、民間事業者を活用し整備に努めるとしているところですが、平成30年、町内の事業者から建設に向けての提案があり、協議を進めてきましたが、入居率や家賃のシミュレーションから経営は難しいとの判断に至りました。

道内の状況では、約3分の2の自治体にサービス付き高齢者専用住宅がなく、都市集中の傾向にあります。供給促進の意向がない自治体が多く、実施事業者がいない、将来の需給が見通せないなどが理由として上げられております。

2点目の「特別養護老人ホームの増床」につきましては、現在、特別養護老人ホームは、入所定員50床、ショートステイ10床で運営しております。平成27年介護保険法改正により、入所対象者は原則要介護3以上の方となりましたが、特例として要介護1・2でもやむを得ない事情により在宅生活が困難な方は入所が可能です。

今後、要介護認定率の高い後期高齢者の増加に伴い、利用が増えることは想定されますが、町内には入所施設として老人保健施設100床が整備されており、要介護1以上の方が必要に応じて施設サービスを利用されています。

現在、サービス付き高齢者専用住宅の建設及び特別養護老人ホームの増床の計画はありませんが、今年度は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しの年であり、高齢者の実態やニーズに対応し、地域の実情に応じた施設サービスや在宅サービスの整備

について、引き続き検討してまいります。

3点目の「介護タクシーの配備、又は民間事業者に対する助成」につきましては、車椅子やストレッチャーでの移動が必要な方に対し、町で介護タクシー利用料金助成事業を実施しております。十勝管内の医療期間への通院に対し、介護タクシーを利用した方に利用料金の半額を助成するもので、利用延べ人数は、令和2年度7名、令和3年度4名、令和4年度8名であり、いずれも町外の事業者を利用しています。

介護タクシー事業は、運送事業者が運輸局に申請、許可により実施されるものですが、現在、町内の事業者は実施しておりません。

社会福祉協議会に委託している「福祉車両貸出事業」では、車椅子利用者に対し、運転手を確保できる方に福祉車両の無料貸出しを行っており、燃料代、有料道路等は自己負担としております。

また、町内では、民間事業者による福祉有償運送サービスが行われており、公共交通機関の利用や単独での移動が困難な方が会員登録し利用しています。町では、交通事業者や利用者、学識経験者などで構成する福祉有償運送運営協議会を設置し、適切な運営の確保、福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございました。

3点についての答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

第7期、第8期の高齢者保健福祉計画に具体的高齢者対策が記されているわけですが、私が考えています、なぜ高齢者専用住宅が必要なのかということにつきましては、現在の高齢者を取り巻く情勢として、報道等にありますように、平均寿命が年々延びて、今や人生100年時代と言われるような状態になっているところであります。

2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になると。大樹町の人口の推計でも後期高齢者は、2025年には約1,200人程度で、前期高齢者65歳から74歳までと合わせると約2,000人になるということでありまして。いわゆる町の人口の約35%から40%程度になると考えられます。

そんな中で、今多くの高齢者が将来に対する備えや生活不安として、たくさんの悩みを抱えているのも現実であります。将来の生活に対する不安の多くは、住宅と医療に関連する事案が多いと聞いています。一つは、自立した生活が困難になった場合の住居をどこにするのか。子どもが離れていて同居できる状況にはないので、家族による介護、介助が困難である。病気になった場合の通院が困難で、退院後の体調不良の場合に住居をどこにするのか等々。また、同居家族がいても、配偶者が高齢で体調もよくないとか、子どもも高齢で老老介護状態になるとか、そういう問題があり、複雑な生活環境になっています。

そういう状況の中で、冒頭申し上げました、大樹町が昨年、23年ぶりに人口増になった

ということではありますが、実は、近年、やむなく大樹町からほかの町村に、都市部、遠くは札幌、本州等に、町を離れる高齢者が増えている実態も聞いています。

そこで、このような状態、大樹町を離れていく高齢者の実態については、ここ数年間でどの程度あるのか、把握をしていましたらお聞きしたいと思います。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

ここ近年で、大樹町を離れる65歳以上の方の人数ですが、令和2年から4年の間で、合計54名となっております。これは、介護保険の第1号被保険者の資格管理で調べた数でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、令和2年から令和4年まで3年間で54名の高齢者が大樹の町を離れた。多分、離れた理由につきましては、様々な理由を抱えていると思いますが、今どこの町村でも抱えている人口減少問題にとっては、このように高齢者が住み慣れた町を離れて、ほかの町村に、特に都市部に移転をしなくてはならないというのは、人口減少問題で悩んでいる町村にとっては大きな課題と思います。

そこで、先ほど答弁にありました、高齢者専用住宅の整備につきましては、平成30年度に民間事業者から建設提案があつて協議を進めたが、入居率や家賃のシミュレーションから経営は難しいとの判断をしたということでありました。入居率では、住んでくれる人がいるのかどうかという問題と思いますが、家賃を含めてどういう協議だったのか、ここは今後にも大きな影響がありますので、承知をしていたらお聞きしたいと思います。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

平成30年にありました町内事業者からのサ高住建設についての相談の協議ですが、そのときには居室20室で建設を予定しておりました。建設の総額費は2億2,900万円としまして、国からの補助と町の補助を活用し、家賃を16万9,000円という設定で10年間の収支のシミュレーションをしたものが残っております。10年間で赤字という結果が出ましたので、建設を断念したという経過がございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、最初にあった計画につきましては、平成30年に20室で計画がされまして、家賃が16万9,000円ということですから、ここは非常に厳しい価格ではないかと思われます。ただ、議論をしたときに、例えば家賃に対する町の助成等については、考えていたのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

そのときの役場からの家賃の補助について、議論をされております。16万9,000円の家賃を15万円に下げた場合、10年間で3,000万円の補助という計算がされております。

以上です。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、入居者が15万円の家賃を支払うということですよ。それでよろしいのですか。

○議長 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

そのとおりです。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうすると、入居者が月額15万円の家賃を払うとなると、この額でいうと、多分、通常の国民年金受給者でいうと、かなりの蓄えがないと。ここは入居が困難という判断をせざるを得ないような金額ではないかと。

その時点の話は、経過でありますから分かりますが、平成30年に1回目の住宅の建設の話があった後、これは第7期の計画の時点なのですが、第8期の計画が令和3年から3年間、令和3年、4年、5年で計画されています。ですから、平成30年は7期の計画の頭というか始まりぐらいなのですが、そこから3年間、7期を計画して1回計画が没になったのですが、保健福祉計画が同じような活字でもって計画されているのですよね。計画の中の記載文字は、ですが、その後、第8期の3年間、例えば令和3年、4年、今5年に入りますが、この3年間の中で高齢者専用住宅の建設に対する、例えば民間事業者からの建設をしたいという話や、それから町がそういう建設をしていこうという話、双方向的には全くそういう接点がなかったということによろしいですか。

○議長 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

先ほどの平成30年以降は、双方からのそのような話題、ご相談などはございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

民間事業者からの話がなかったということは理解します。町として計画を組んだ以上、例えば策定委員会をつくって第7期の反省に基づいて、第8期の計画をつくって3年間を令和3年、4年、5年とやっていく中で、民間事業者から申出がなかったことは理解するのですが、保健福祉計画をつくった町が、全くこの事案に対して動かなかったという理由は、町長それはなぜなのですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

理由を明確に述べられる立場でもないと思うのですが、なかなか民間からのアプローチ、あるいはどこかやってくれるところがないかという思いではいたのですが、特にそういった動きが全くなく経過してきたということと類推します。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

この課題については、ここ3年間全くなかったということなので、なかったと受け止めるしかないのかと思うのですが、ただ、やはり計画をつくった立場である町としては、3年間の間に何らかの動きをして、例えば新たな提案をして、民間の事業者の意向を調査するとか、そういう方法も取るべきではなかったのかと思います。

ただ、今それを言っても仕方がないと思いますので、先ほど答弁にもありましたが、今年第9期の計画に向けての見直しをする年度でありまして、第8期の計画の反省に基づく見直しでありますから、そして令和6年、7年、8年の3年間の保健福祉計画を自立する策定委員会を多分開催すると思いますので、高齢者専用住宅の整備に向けて、町として新たな第9期の計画策定に向けて、どういう考えで臨むのかについてお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

8期で動きがあまりなかったということは、反省点として持っておりまして、待っていても来ないということは認識しております。その点では、サービス付き高齢者住宅はシミュレーションしてもなかなか成り立たない、あるいは家賃が高くて入居者が限定されるということもございまして、郡部で成り立つのかということもありますので、サービス付き高齢

者住宅に限らず、いろいろな形態がございます。グループホームですとかいろいろあります。昔、大樹町では独自の老人アパートなんていうのもやっておりました。

どういった形がいいのか、あるいはどれならやっていけるのかということは、実は私になって早々ですけれども、地元が高齢者老人福祉施設がございますので、そちらの理事長にも相談をしまして、専門職員もおられますので、どうなのだという問合せをしております。その中で言われたことは、今の状況はとにかく人手不足だと。もう何を造っても人が足りなくて、なかなか運営が厳しいのだというような話はいただいておりますが、継続してこの辺の相談もしながら、大樹町でこういった住宅が何とかやれそうだというような接点を見つけて、取り組んでまいりたいという思いではおります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町長から一般的にサ高住と言われるサービス付き高齢者住宅、国の認可を得てやるものですが、それ以外の形のものを含めて検討していきたいという考えだったので、私もその地域にあった形のことを真剣に考えるべきではないかと思っております。

そのことが、今これからますます65歳以上、75歳以上の高齢者が増えていく中で、例えば車の運転免許証についても返納の問題があつたりして、どうしても通院や何かに体制的に不十分な状況もあると。そういうことを含めると、町で医療施設、商業施設の近くにどうしても住宅の整備が必要だという考えになると思っております。

保健福祉計画でうたっているように、歩いて買物に行ける、歩いて医療機関に行ける、そういうコンパクトなまちづくりということでもうたっていますので、そういうことをこれから今回の3年間、停滞したといえば語弊があるかもしれませんが、特に前進しなかったこの事案の反省も踏まえて、第9期に向けて、やはり新たに民間事業者との話合い、町としてのどの程度、例えば助成できるのか、そういう具体的な数字を持った議論を進めていけるような計画をぜひ立てていただきたいと思うところであります。

この課題の最後に、前向きな話として、そこの決意を黒川町長から一言いただきたいと思っております。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

企業誘致と同じで、外から来ていただく以前に、今ある企業にいていただくということが大事かと思っております。住民の方も同じで、ここに住み続けていただくことが大事と思っております。そのためには、私も選挙中にもずっと訴えてきたのは、5,000人の人口規模を維持したいということでございます。5,000人というのは、なかなかハードルが高いのですけれども、スーパーが2軒あって、コンビニエンスストアがあって、それからドラッグストアもあるということ、あるいは病院があって、高校があるという町の一定程度の規模感

を維持することは、大変大事だと思っているところでございます。

高齢者の方に長く住んでいただくためには、住宅のことももちろんなのですが、それ以外に、先ほど言われました、医療に行ける、あるいは買物ができる、自分で生活ができるというようなことが大事でございますので、今コープがやっておられる「カケル」という移動販売車もございますし、弁当の宅配、あるいは「トドック」などという民間の商品を言っているのかどうか分かりませんが、そういったもののサービスが今充実しております。なおかつ町内の循環バスも走らせて、そこそこ乗っていただいているということもございます。そういったことも大事だろうと思えますし、町立病院が今の規模を維持して、いつでも外来に行ける、入院もできるということも大事だと思っております。

それに加えて、ここで住み続けられる住宅、自分一人で暮らせなくなったときに、ある程度助ける介護、介助などがついた、あるいは食事のサービスなどもついた住宅などの提供というのも重要と思っておりますので、私どもで考えてもなかなかまちが明きませんので、専門の方もおられますので、そういった方々とどんどん積極的に話をしながら、接点を見つけて実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、ますます高齢者が増えていく状況の中で、町民が長く住んだ大樹町から、希望するのではなくて、どうしても大樹町を離れなければならないという状況に陥らないように、そういう取組をぜひお願いをして、次の2点目に移りたいと思います。

2点目の特別養護老人ホームの増床なのですが、現在、50床と10床、結構待機者が多いと聞いていますけれども、現在、入居を希望する待機人数について、まず把握していただけますら教えていただきたいと思えます。

○議 長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

ただいま菅議員からご質問のありました、特別養護老人ホーム「コスモス苑」の待機者の状況でございます。今年4月に開催した入所検討委員会の時点の状況になりますけれども、入所待機者が62名という状況となっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、この62名が即入所をせざるを得ないかどうかということについては、そうではないと承知しますが、一定程度入所を希望する人が待っているという状況の中で、老人ホームの増床をすることも、例えば高齢者対策の大きな課題だと思っているところであります。

町長にお聞きしますが、現行の施設をそのまま増床するというのは、技術的にはやっぱ

り難しいのですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

建築の関係のこともございますので、私では即答しかねますけれども、恐らく現在の建物で増やすというのは、増築するということはもしかしたらあるかもしれませんが、今の建物の中で増やすということは難しいのではないかと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

特別養護老人ホームも結構老朽化してきているという指摘もございます。現行の建物のままで、それにプラスアルファの増築が困難だとすれば、今後、改築に向けた時点でのベッド数の増床について、町長はどのようにお考えですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

現時点で、改築のまだ計画はございませんけれども、たしか平成7年の建築だったと思いますので、かなりの年数は経ってきておりますが、その中で、現在の50床でもなかなか介護員の確保が難しい状況になっておりまして、これは全国的にそういった傾向がございまして、何とかうちは確保できているのですが、なかなか介護員の確保ができず、ベッド数を減らしている町もあるやに聞いております。

何とか今の規模を維持するためには、機械化、ロボット化というのも視野に入れて、改築しないまでも機能を上げていくということで、Wi-Fiをつけて、監視カメラをつけたり、離れた場所でもいろいろチェックができる、見ることができるような少人数で対応できるような施設にしていかなければならない部分もあるかと思っております。

建物そのものを改築というのは、いずれ考えなければなりませんが、現時点では、内部の機能強化に努めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。高齢化が進む中で、一つの形としては、特別養護老人ホームの増床も一つも高齢者対策の大きな課題だと理解してお聞きしたのですが、ここは今すぐどうなるかということではなくて、例えば第6期の総合計画の中で、将来像を描いていくということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

3点目の介護タクシーの関係なのですが、実態もお聞きしました。利用者の関係についても。再度確認をさせていただきたいと思うのですが、令和2年から4年までに利用した方と

というのは、大樹町から例えば帯広市内の病院に往復なり、入院するときに行って退院するときにご利用したという回数で理解してよろしいですか。

○議長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

介護タクシーの利用のことですが、主にご自宅と帯広の医療機関の片道の回数です。それは、通院であったり、入退院であったりということです。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

往復でなくて、片道だけなのですか。例えばその日に朝行って、夕方帰ってきたのは2回になるのですか。

○議長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

失礼しました。令和2年度からの実績の内容については、片道のご利用だったということのご説明でした。往復で利用された場合は、1回ということでカウントになりまして、助成の対象になっております。その際には、待機時間ですとか、別途料金がかかっている場合がございます。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今の話でいうと、例えば朝行って、夕方帰ってくると1回と。今日行って、1週間後に入院して帰ってくると、行くとき1回、帰り1回とそういうカウントですね。

それで、片道半額の助成なのですが、金額の問題は別にしまして、例えば事業者が外部の事業者ということでありますから、はっきり言って、帯広から介護タクシーを呼んで、それを利用するというので、この回数は全てそういう実態にあるという理解でいいですか。

○議長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

今きちんとした資料はございませんが、概ね帯広の医療機関から退院される方が多いので、そのときには帯広のタクシーをご利用される方が多いと思います。大樹からの場合は、サービスの事業者を利用される方がいらっしゃると思います。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大樹から帯広に行く場合の状況については理解したのですが、例えば大樹の郡部に住んでいる方が、市街地でもいいのですが、大樹の病院に通院する場合は、その時に言うと、これは社協のあの車は利用できないのですよね。できるのですか。例えば尾田から大樹まで来て、帰るといふときの利用は、どの車両でどういう対応になるのですか。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

社協の車両の利用ということですが、それは町から社協に委託しております福祉車両貸出事業のことかと思いますが、その際には、車椅子ご利用の方に関して、運転手を確保できる方に対して貸出しを行っております。サービスとしては以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、現状では、大樹の町なかでの介護タクシーの利用については困難だということですね。まさか、更別から呼んでということには多分ならない状況だと思いますが、料金関係や何かで。

それで、町長に最後に伺います。今後の高齢者の医療機関への対策として、大樹の町、若しくは大樹から帯広、ほかの町村への医療機関全体を含めた形でもって、大樹町の事業者が介護タクシーを配備するということになったときに、町としては一定程度助成していく考えはありますか、お聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

介護タクシーを町内で事業化する方がいた場合ということで、仮定になるので何とも言えないところもありますが、道内、管内の状況なども見まして、補助が必要だと判断した場合には、助成をしていきたいと思いますが、今段階でお答えするのは難しいかなと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。若干難しさはあると思いますが、高齢者が病院にかかる場合等々について、足がないということも非常に。町なかでありますと、町の本当の中心に住居を構えていますと、町が運営しているバスの利用も可能なのですが、少し離れると、どうしても大変だ

という状況であります。そこはどのように解消していくかも含めて、ぜひ、先ほどから議論になっていきます、今年見直すという第9期の保健福祉計画の中で十分議論が尽くされるような形でもって策定委員会に臨むということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのことを最後に申し上げまして、私の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議 長

次に、5番、西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しました、ごみの新中間処理施設整備についてお伺ひします。よろしくお願ひします。

令和2年1月16日に大樹町経済センターで開催された十勝圏複合事務組合による新中間処理施設の住民説明会で、新中間処理施設基本構想が示され、建設費は税抜で約285億円と報告されました。

令和5年では、総事業費が税込で約611億円、町分担金は約14億円、うち建設費は交付金込みで約386億円、町分担金は約8億7,000万円、運営維持管理費、20年間は約222億円、町分担金は約5億円、用地費等は約3億円、町分担金は約246万2,000円と発表され、建設費は大きく増額となりました。

新中間処理施設の使用開始は、令和10年に予定されていますが、今後の社会経済情勢により金額が上乘せされ、さらに町の分担金が増加することが考えられます。

また、建設費386億円のうち、国の交付金108億円、管内市町村の負担額の合計が278億円となり、さらに市町村の負担額の試算と整備分担率を公表され、建設費は大樹町の負担額6億3,000万円、交付税措置額4億3,000万円を差し引くと2億円、分担率は2.25%と管内19市町村で5番目に高くなりました。

そこで、次の5点について町長に質問します。

- 1、分担金が増加した場合の対応について。
- 2、分担率が2.25%になった経緯について。
- 3、ごみ処理施設の事業方式について。
- 4、ごみ処理方式をストーカ式にした経緯について。
- 5、水没地点と言われるところに新中間処理施設を建てることについて。

この5点についてよろしくお願ひします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「ごみの新中間処理施設について」お答えをいたします。

1点目の「分担金が増加した場合の対応」についてであります。令和5年度に基本計画で示された総事業費611億円は、一定の査定を行った上で、昨今の経済情勢を考慮し、上

昇を見越して算出した概算総事業費であり、入札の段階では分担金の増加はないと事業主体である十勝圏複合事務組合より伺っております。

契約後に建設費等が増加となる場合は、その理由や妥当性、必要性が認められた段階で負担金の増加分の予算措置について議会にお諮りをいたします。

2点目の「分担率2.25%になった経緯」についてであります。平成27年から令和元年までの南十勝環境衛生センターに持ち込まれた大樹町のごみ量を基に、十勝管内全体のごみ量から案分し、令和10年度から令和14年度のごみ排出量の推計値から算出されたものでございます。

3点目の「ごみ処理施設の事業方式」についてであります。新中間処理施設の整備・運営事業を効果的に実施するため、民間活力を最大限に活用するPPP方式の導入可能性を詳細に検討した結果、本事業の事業方式はDBO方式を採用したと伺っております。

4点目の「ごみ処理方式をストーカー式にした経緯」についてであります。令和3年2月作成の基本構想では、ごみ処理方式の検討がなされており、5種類と処理方式から安定性、安全性、経済性、環境性の16項目から評価されました。また、現在選定されているストーカー式が長い歴史を経て運用されてきたことから、技術的にも成熟しており、安定かつ安全に稼働することが期待できます。さらに、建設費及び売電収入を含めた運転・維持管理費が低く、経済的にも環境的にも優れている処理方式であることから決定されたと伺っております。

5点目の「水没地点と言われるところに新中間処理施設を建てること」についてであります。基本構想では、構成自治体が提案された建設候補地6か所について検討され、敷地面積、法律的制約等、所有状況、浸水想定など、様々な条件を考慮し、調査・検討した結果、今回の選定箇所になったものであると伺っているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

それで、1番目の分担金が増加した場合ということなのですが、始めに、総合事業費約611億円、大樹町の分担金は約14億円ということなのですが、町民人口約5,500人として割ってみると、負担が25万4,000円となるということなのですが。それは数字としてですが、先ほどの一番目に言われた建設費は一応決まったということですが、状況に応じては上がるということでした。

それともう一つ聞きたいのは、運営維持管理費20年間で222億円とありますが、これは固定なのか変動なのか、もし固定であれば、年に1回見直すことができないかと。それと、以前、住民説明会で示された解体費、約30億円はかかるのではないかと。これも別料金だとなっていると思うのです。そうしたらまた負担金が増えるのではないかと思います。

それと、新中間処理施設基本構想の中で、大樹町として検討委員会、検討会議など、今ま

で何回開催され、令和4年度で開催日数と出席人数、また会議の内容についてお伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

運営費の管理年数が20年ということで、222億円を割り返すと固定なのかという部分でございますけれども、組合のほうからは、全体の20年分の価格として222億円と伺っております、恐らく均等でかかるのではないかと思います。

それと、解体費につきまして、実は、南十勝においては、現在のくりりんセンターを使用してございません。ですので、現在のくりりんセンターを解体する費用については、かからないということですので、分担金には含まれないと思われま。

それから、大樹町での検討会の回数部分でございますが、今、資料が手元でございますので、把握できてございません。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今分からなかったのですが、解体費というのは、先ほどの総事業費の611億円には含まれていない。そうしたら、今度新しくなった場合、今まで使っているやつの解体費についてお聞きしたい……。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

現在、使用しているくりりんセンター……。 (「南十勝と」と言う者あり)

今、南十勝で使用されている施設のことであれば、現状のまま使用いたしますので、その解体はありません。くりりんセンターというのは、現在、帯広にあるごみ処理施設で、その施設については、現在、南十勝のごみの受け入れはしていませんので、そこが解体したとしても今使っておりませんので、解体の費用についてはかからないと認識しております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分からなかったのですよね。新しいのができて稼働したら、今までの使っていたやつはどうするのかということなのです。まさか、そのまま放置しておくとは考えられないので。それについて、今後それが大樹町にかかってくるのかという……。

○議長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時17分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を続けます。

西山弘志君。

○西山弘志議員

申し訳ございません。耳が遠くなりまして、聞こえなかった。

分担率について、2.25%ですね。大樹町は2億円ということなのですが、よその町と比較すると、人口が似たようなところで、例えば分担金が大樹町は2億円出すのに、同じような人口で8,000万円とか、分担率は0.93%とか。これを1人当たりになると大樹町が3万6,000円かかるのに対して、同じような人口のよその町でいくと1万5,000円で済むということが、もらった資料に書いてあるのです。

そこで、可燃ごみ、家庭・事業持込みなどで、大樹町が1,631トンに対して、その町は449トンなどという差額が出たのですが、差額の内容についてお伺いします。

○議 長

よその町と比べて、ごみの量がうちは多いのだけれども、どうしてかと聞いているのです。

水津住民課長。

○水津住民課長

ごみの量の比較についてでございますけれども、現在、2.25%として示されているごみの量については、平成27年から令和元年までのごみの量を十勝管内の全体のごみの量から案分されて、大樹町のごみの量として出されているものでございます。他町村とは、過去のごみの量から算出されているもので、今、入れられているごみの量で判断されているものではございません。

以上でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

調べていくと、大樹が人口でごみの量といったら、そこまでなのですが、やっぱり人口が十勝で12番目に対して、払う金額が5番目に高いというのはどうもね。

資料がどこか行ったのですけれども、それを見ると、かなりの差があるので、実際にそれだけよその町の人方は、ごみを一生懸命努力して、水分を取ったりしたということなのか。もしそうであったら、何となく思うには、大樹町の指導がまずかったのかと思うのですが、いかがでしょう。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時21分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

西山弘志君。

○西山弘志議員

それではお聞きしますが、今後、2.25%という数字がずっと生きていくわけです。これは何年間生きるのか、お聞きします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

これから令和10年に稼働しまして、令和10年から14年までのこれから先5年間の部分の実績が十勝管内の全体のごみの量として換算されて、それをまた案分しまして、令和15年には再計算をし、令和16年からは新しいごみの量で分担率が決まってくるという部分でございますので、これから先、新しいごみの分別方法が示されると思いますので、町民に対してごみの量を減らしていくような周知が必要かと考えてございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長、そこでですが、分担率を下げる努力、取組ですね、これに向かっていかないと、今後この数字が生きるということは、問題があると思います。

まず、町として食品ロスの削減、分別、排出、ルール周知徹底などの取組、それに水分の多い生ごみは焼却する際に二酸化炭素が多く出て、資源化することで温暖化ガスの削減にもつながり、大樹町が目指すゼロカーボンシティの町でないかと私は思うのです。よその町でも、今、家庭から出る生ごみの減量目的に処理機の購入助成が始められた町もあると聞いています。

やはり町長ね、環境に優しいまちづくりと町民が役割と責任を持つまちづくり、一人一人のごみに関する意識改革のために、町長どうでしょうかね、懇談会など開いて、町民の皆さんに分かるように説明したらと思いますがいかがでしょう。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員言われるように、ごみの減量化というのは非常に大事なことだと思っております、

今までは自前で処理しておりました。大樹と広尾でありますけれども。議員お分かりだと思いますけれども、大樹、広尾ともにどちらも分担率が高いのですね。うちも高いですけれども広尾町も結構高い。それは、今までの受け入れていた量が反映されているためなのですが、今までは自前で処理できていたので料金も安いということもありまして、受入量が多かったということでございます。

これは反省点でございますけれども、言われるように、資源ごみで受けられるものも燃やせないごみ、あるいは燃えるごみに混じって入っているものが結構多いという分別が徹底していないということでございます。また、生ごみにつきましても、生ごみそのまま、水分持ったままいきますと、結局キロ数で量りますので、重さで量るものですから、かさではなく重さなので、結局水を受け入れて、水の方でお金を払っていることになってしまいます。

今後、新しい中間処理施設に運びますと、それらを全てわざわざ運んで、処理施設の組合のほうに料金を払って処分していただくということになりますので、それが全て町民の負担に跳ね返ってくることでございますから、今からごみの減量化、資源化、分別等の徹底と生ごみの資源化を徹底していく必要があると認識はしておりまして、実は、僅かではありますけれども、広報紙で毎月のようにごみの分別を訴えている現状ではあります。

また、今言われました懇談会などでというのは、具体的な話をこれからしていきたいと思っております。担当課のほうも勉強しておりますので、そちらのほうで具体的な話をしながら、分かりやすく説明して、そして生ごみは生ごみのまま、水分を含んだままだと大変な料金がかかっていくのだということでございます。

先ほど言いましたように、新しい処理施設になりましたら、定期的に受入量によって負担率がまた変わっていきますので、どんどん減っていくように努力していかなければならないと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、3番目についてですが、方式としてDBO、これは民間が設計、計画、運営を一体でやって、資金は行政が行うということでしょうか。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

DBO方式というのは、公共が起債や交付金等資金を調達し、施設の設計、建設、運営等を民間の事業者者に包括してやってもらう方式のことでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。それで、4番目の答弁を理解しましたので、5番目に行かせてもらいます。

水没地と言われる場所に決まったわけなのですが、私が心配するのは、今、全国で線状降水帯ですか、各地で甚大な被害が起きていて、あそこの建てるところに一級の十勝川があり、そのほかにも二つぐらい川があるわけですよね。開発局やなんかが言うのは、5メートル70センチということで報告されていると思うのです。壁を造るのか、盛り上げるのか分からないのですが、結局、もしなった場合、水が引くのに時間がかかって、その間ごみ処理が滞るのではないかと思うのですよね。それについてどのようなお話をされているか、お聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

この件につきましては、ほかの件もそうなのですが、十勝圏複合事務組合で検討されておりました、こちらでコメントするのは差し控えたほうがいいのかと想っているところでございます。組合の中の検討では、先ほどありましたように、ほかの候補地と比較しながらここに選定されたということで結果を伺っているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは取りあえず、なかなか難しい質問で、私もうまくいかなかったのでお詫びします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

本日は、これで延会とし、明日9日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これで延会いたします。

延会 午後 4時30分

令和5年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議員派遣について
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 3番 辻本正雄 |
| 4番 吉岡信弘 | 5番 西山弘志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 杉森俊行 | 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 |
| 10番 志民和義 | 11番 菅敏範 | 12番 齊藤徹 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町長 | 黒川豊 |
| 副町長 | 松木義行 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢厳則 |
| 企画商工課参事 | 菅浩也 |
| 住民課長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原勝利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 楠本正樹 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 牧田護 |

<教育委員会>

教 育 長

沼 田 拓 己

学校教育課長

井 上 博 樹

学校給食センター所長

梅 津 雄 二

社会教育課長兼図書館長

松 久 琢 磨

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

佐 藤 弘 康

係 長

小 松 真奈美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 菅 敏 範 君

1番 播 間 章 浩 君

を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、町長に、町長公約についてということで4点ほどお伺いしたいと思います。
1点目は、町長公約の基本的な考え方についてお考えをお聞きします。
2点目は、町長が最重要公約としてお考えの項目ですとか、執行が優先的に行われると
思われている公約についてお伺いいたします。
3点目は、よく新聞にも出ています対話重視の町政を行うということを公約にされてい
ますが、その具体的なことについてお伺いしたいと思います。
4点目は、公約の進捗状況の公開についての具体的なことについてお伺いしたいと思います。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西田議員ご質問の「町長公約について」お答えをいたします。
1点目の「町長公約の基本的考え」につきまして、今年4月の大樹町長選挙に立候補した

際、大樹の将来像を思い描き、まちづくりの基本姿勢として、6項目をお示しさせていただきました。

1点目は、町民の暮らしを守り、安全・安心のまちづくりの推進、二つ目は、産業の振興と活力あるまちづくりの推進、三つ目は、地域を支え挑戦する人を育む環境の整備、四つ目は、ゼロカーボンシティの実現など未来に向けた大樹らしい循環型地域社会の形成、五つ目は、対話によるまちづくりの推進、六つ目は、民間ロケット打上げ射場の整備をはじめとする北海道スペースポートの展開と航空宇宙や大樹町の自然、食を生かした観光や企業誘致の推進であります。

2点目の「最重要公約や優先執行公約」につきましては、公約の中には、現在も進行中の事業やゼロカーボンシティの実現など、達成までに長い歳月を要する事業もございますが、これらを含めて全ての公約は、これからの大樹のまちづくりを進めるうえで欠かすことのできない重要かつ必要不可欠な取組であると考えておりますので、実現に向けて、できることから速やかに取り組んでまいります。

3点目の「対話重視の町政」についてであります。同僚議員の質問に対する答弁とも重複しますが、町ではこれまでに「町長と語る会」の開催や広聴手紙などを通じて、町民の皆さまの意見を町政やまちづくりに反映してきましたが、これらに加えて、ブロック別の住民懇談会の定例化や新たに大樹の将来像を描く「たいき未来共創会議」を設置し、対話によるまちづくりを積極的に進めてまいります。

4点目の「公約の進捗状況の公開」についてですが、管内の市町村長の中にも、公約の進捗状況を自治体のホームページ、又は政治家として自らのホームページで公開していることは承知しております。私の公約の進捗状況につきましても、町民の皆さまにお知らせする機会を設けてまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、1項目の基本的な考え方についてをテーマにしたいと思います。総合計画ともリンクされていくものだと承知しておりますので、それはその中で明らかな落とし込みと
いうのか、そういうことに誠意努力していただきたいと思ひます。

この中で、年度別の事業計画というのが基本構想、基本計画というのがあるのですけれども、そういう中に、ややもするとソフト事業というのが欠落されていく傾向にあるのではないかなと思ひているのですが、町長公約の中で、是非、年度別事業計画の中に細かなものまで落とし入れと
いうのか、落とし込みいただければと思ひたのですが、そのことについていかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

総合計画の実施計画のことかと思えますけれども、実施計画には、ややもすると事業費を盛り込むものですから、どうしてもハード的なものを中心になる部分もございます。また、ソフト事業も、もちろん毎年行うことで、前期5年間、後期5年間で盛り込むものが当然ございますので、ソフト事業も大事ですので、欠落のないようにしていきたいと思っております。

また、予算を伴わない事業というのもございますので、そういったものも、実施計画にも盛り込んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

年度別協議などというのは、本当に古い死語かもしれないのですが、どうしても頭から離れないもので、どうもありがとうございました。

それで、今回、選挙がありまして、それぞれ黒川町長や前町長の立候補したリーフレットを2か月ぶりに読んでみました。その中で、相手の方の公約のことも一緒に読んでみて、大変良い事業もあるのではないかと思ったのですが、お答えいただけるのであれば、そういう評価なり、取り入れるようなお考えがあるのか、質問させていただきます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

私もリーフレットを作らせていただき、公約として掲げまして、職員にも就任してから全員にその文面を渡しまして、こういった公約をしているということを伝えてございます。

相手候補の事業についてということですが、そこは今後の話合いの中で、もちろん私が公約したことだけをやるのだということではないので、まず、このことはやりたいということですが、町民と対話を重ねる中で、こういった事業もやってほしい、あるいはこういったものは要らないのではないかという取捨選択は当然に出てくると思いますし、それがほかの方のアイデアといいますか、事業はあるかもしれませんが、これからの町民との対話の中で考えていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。六つの35項目ということでの基本フレームですので、是非、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の町長のご答弁の中から、優先順序ですとか、大切に思っている公約についてお伺いしたつもりなのですが、お答えの中では、できるものから速やかにとということで、具体的な項目というご答弁はなかったのではないかとと思うのですよね。

この機会ですから、先ほどお話ししたように、リーフレットと、それから新聞記事も見ま

したら、それぞれ、その時点では大切に思っていることを立候補にあたって、新聞発表もされているのですが、いかがでしょうか、この時点で最重要項目といたしますか。

4年前は、多分その当時の町長は、プール、プールということで、結構プールや子どもの遊び場ということで、4年過ぎても今も頭に残っているのですけれども、黒川町長は今の最重要項目ですとか優先的に取り組む事業については、まだ発表できない段階でしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

最重要項目という言い方が適正かどうか分からないのですけれども、やろうとしていることは、公約にも書かせていただきましたし、新聞等のインタビューでもお答えさせていただいてきているところがございます。一応思いとしてはあります。

ここに書きましたように、できることからやっていくということで、今回、補正予算をお認めいただきましたので、私の公約の中の高校生の医療費の無料化とか、それから給食費の軽減といったことは、もう実現に向けて10月からやるということで通させていただきましたので、これは実現していくということでございます。

また、今回大きく挙げていたのは、子どもが遊べる公園というのを是非やりたいと言っておりまして、それに向けての緑の基本計画の予算も通していただきましたので、前向きにそこは取り組んでいくということで、既に着手しているということでございます。

また、航空宇宙関連につきましても、常にいろいろなお話をいただいておりますので、その時々で情勢が変わることはありますが、航空宇宙を推進しながら、町の発展を目指していくのだというところは揺るぎないところございまして、それらを引くくめて、私がずっと通して言っていたのは、人口減少を食い止めたいたいのだということでございまして、人口の減少を少しでも食い止めながら、5,000人の町の規模を維持していきたいというのが最終的な目標でございますので、ありとあらゆる政策を用いて、人口規模を維持していきたいというのが最重要課題でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それぞれ立候補されたときのいろいろ思いの部分で、図書館のことが僕は非常に印象に残っているのです。それは僕も、すぐ今日言って明日新図書館ができるわけではないと思っております。住民の方で要らないという人も、正直な話、町長選の間で「あんな図書館なんか要らないのに」とおっしゃられた方がいるのも事実ですけれども、非常に楽しみにしている人がおりましたので、具体的にお聞きしたいと思っているのは、もちろん道の駅だとか、新聞記事の中とか、選挙戦の中で頭に残っている部分はあるのですが、僕の周りの人方のすごい期待感の高かった新図書館についての町長のお考え、もし言っていただけたら、思いの部分でもいいですので、町長に1票を入れた方は「ああ、やっぱり入れてよかったな」と思

われると思うのですが、その思いをお知らせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

子どもが遊べる公園というのと、図書館についても前向きに取り組むということは申し
ておきまして、それはそのとおりでございまして、前向きに取り組むつもりでおります。

もう既に指示といいますか、図書館に関しては、担当のほうで考え方をまとめておいてく
れと。今、まずは担当のほうでたたき台を作って、それから町民の方々と協議をしながら、
財政を伴うことですので、あれも入れます、これも入れますという大風呂敷は広げられない
ですが、いずれやるという思いは思っております、私の任期中のお約束としては、結論ま
で持っていくということを思っております、建設時期などは明言できませんけれども、こ
ういった図書館をこのように造りましょうということまで、話を煮詰めていきたいと思っ
ております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

あともう一つ、公約ですとか、いろいろな事業計画のときに、私が思っていることの一つ
に、例えば大樹だけないだとか、今回の高校生の医療費の部分については、4、5町村まだ
やっていなくてということなのです。何という言葉が適切かずっと考えていたのですけれ
ども、十勝レベルというか、例えば10番目なり11番目なりの町村の方がほとんどやって
いるのに、うちができていないとか、そういう見方なんかはどうかなと思って、議員になっ
て十勝レベルというか、水準というか、何という言葉が良いのか分かりませんが、そ
ういうことも行政計画の中に、それぞれの方の思いで、僕は例えば障がい者の方の作業所は
何とかだよねとか、隣の町にこうあるのに、こうだよねとか、今、町長がおっしゃられたよ
うに、全部が全部やれなんて町民は誰も思っていないでしょうし、けれども、やっぱり12
町村がこれぐらいできているのだから、うちはどうしてできないのという思いは多分ある
と思うのです。

そういう行政的なチェックも是非これから新町長になられたので、そういう視点という
のは、僕は大切かと思っておりますし、町民の方も同じ税金払っているのに、何でうちだけな
いのだという思いもあると思うのですけれども、町長は十勝水準というか、そのようなこと
についての行政水準の在り方みたいなものをどのようにお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

管内の状況というのは、常にリサーチしていく必要があると思っています。例えば子

育て支援などは随分温度差があって、それによって、大樹に引っ越してこないで、隣町にいたほうが良いということになるのも、本末転倒でございますので、そうはならないように、一定水準は保ちたいと思います。

ただ、物によっては取捨選択をしながら、ほかの町がやっているから、うちもやらなければならないという、ほかの町で持っているから、うちも持たなければならないという判断というのは、いかがなものかと思っておりますので、ただ、状況は分かっている、管内の18町村のうち17町村がやっているのだけれども、大樹だけやっていないと、だからやらなければならないということも、物によってはあるでしょうけれども、でもうちは、それは必要ないのだというものもあっても良いと思うのです。ただ、それを管内ほとんどやっているのを知らなかったというのは、まずいと思っておりますので、そういったリサーチというのは必要と思っております。

今回、不妊治療の補助も、少し遅れているところもありましたので、取り急ぎ補正を挙げさせていただいたということもございます。管内の状況は担当レベルでよくよく調べながら、うちの町で必要かどうかを管内の状況も見ながら判断していきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

本当にありがとうございます。そのような姿勢でいけば、町民の方も満足度というか、行政に対する満足度も。僕も全部おっしゃられたこと、住民の方、全部が全部と思っていなくて、全部はできませんよねという議員としてのお答えはしていますので、今の町長と同じような考えです。

次の3番目の対話重視の町政についてということで、同僚議員へのご答弁もありましたので、十二分にどのような手法でということもお聞かせいただきましたので、本当にそうだなと思っておりました。

それで、自分が思ったことの一つに、大変恐縮なのですが、町長と語る会ですとか、それぞれ町政懇談会というものもブロック別にしたいですとか、そのような一歩前へ進んでいくこともなのですが、そのときにも町長自身もお話になっていましたが、なかなか人前で話すというのは、そういうことによって快感を感じる方もいますけれども、99%の人はなかなか、行政の方の専門家の方や町長なり何なりの前で、ブロック会議だからとお話できるのは、立場で区長とかはお話されることは多いと思うのですが。

一つ提案なのですが、大学の先生方が例えば木曜日の3時から4時まではこの部屋にいるので学生が来ていいよというような、オフィスアワーということで開放してくれている先生がおります。町長はこれからますますお忙しくなると思うのですが、町長が駄目なら副町長、副町長が駄目なら総務課長なり、それなりの担当課長なりということで、そういう窓口ですとか、一時期はやった町民相談室みたいなのもありましたよね。今は人手不足で、人件費の高いときですので、新しい係などは難しいところもあるのですが、今言った

オフィスアワーのような考え方とか、又は町のほうで町長代員のような感じで開放するか、広報紙の中に町長のお考えとか、日頃考えておいでのことを書いていただくとか、そういうきめ細かい、一歩前へ出ていくようなことも必要ではないかと思うのですが、今お話ししたようなことは、町長のお考えで可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

オフィスアワーというような時間を決めてというのはなかなか日程を取るのが、状況によりけりかなと思いますけれども、私がいれば、お気軽にお立ち寄りくださいという気持ちはあるのですが、その辺は検討してみたいと思います。

広報紙に何かコラムのようなものを載せるというのは、この後、進捗状況の公表のことも含めて、私も今回、補正予算を通させていただきましたので、10月からスタートしますということも、何か公表したいという気持ちもありますので、広報紙なりライン、フェイスブックなりも良いのかと思うのですが、苦手なものですから、少し勉強させていただきながら考えてみたいし、一度始めるとなかなか続けていかなければならないものですから、きちんとした心構えをしてからスタートしたいと思っていますところでございます。勉強させていただきながら、公表につきましては考えていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

昨日、くじ引き民主主義ですとか、町長はいろいろなことを考えていただいていることは、本当に良いなと思って、失礼な言い方かもしれませんが、きちんと新聞を見ているのだなという、新聞を見て、良いことは良いと評価していただける町長なのだなと思いましたので、是非、これからもテレビや新聞やいろいろなものを、他町村で良いものは積極的に導入していただきたいと思っております。

次に、公約の進捗状況について、どのようなイメージで、議員はそのようにして議会の中でいろいろな資料をいただいたり、議員協議会の中でお話いただいておりますので、総合計画なんかもそうでしょうし、これから今評価されていくこともありますので、もちろん進捗状況が公表されて見える化されていって、しかも第三者的な方のある程度の自己評価ばかりでなくて、それは区長会議やいろいろな中で町長が35項目についてのことでそれぞれお話しいただければと思うのですよね。

ご答弁の中で、例えばゼロカーボンの例が良いと思うのですが、確かに最終目標は国も2050年ですよね。直近でも2030年の目標で大樹町も頑張るぞということで頑張るので、長いスパンもあるよというお話も確かにあると思いますし、特にソフト事業でともに考え行動するまちづくりなどというのは、なかなか評価しづらいのですけれども、僕はできれば、町長なり行政のほうでお考えのことで、今年度はこういうまちづくりの在り方のこんな

ことを目標に頑張りますとか、それはもちろん数値的にブロック懇談会を今年度はできましたということも確かに数値でされることもそうなのですけれども、長いスパンのものとか、形になかなか難しいものについては、今年度はこのようなことで頑張った結果このようになりましたという透明化というか、見える化というか、そういうことをご尽力いただきたいと思っています。

先ほどのような、町長の生のお声も、これ失敗しちゃったとか、思ったけれどもできなかったのですとか、そういう失敗事例も含めて、町民に開示されるのがより一体的なことではないかと思うのですが、町長、そのようなお考えについていかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、公開していく、あるいは思いを伝えるということは大事と思っておりますので、あらゆる手段の中で、広報紙もありますし、ホームページもありますし、あるいはSNSもあります。本当はSNSが一番手軽で身近で、移動中もできますし、良いのですが、残りますので、少し慎重に書かなければならないかなど。余計なことを言わないように、気をつけなければならぬというのはあるのですが、そうはいっても、そういった日々の出来事でも良いですし、日々の思い、所見でも良いと思うのですけれども、そういったことの公表というのは必要と思っておりますので、どのようにやるかというのは今後にさせていただいて、言われるように、いろいろ取り組んだけれどもどうだったということも含めて、また来年はこういうことをやりたいのだよねということも公表していくような場面をつくっていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あとですね、大変自分としては言いづらいことなのですが、今回の町長選やいろいろなことの中の町民のお声の中で、航空宇宙を進めるのは、誰もそれ駄目だとおっしゃられた方は僕の周りにはなくて、非常に夢のある事業ですし、前へ前へということなのですが。お話の中で、それはトータルとして二百何十億円の経済効果がありますとか何とかと言うけれども、僕の周りの人はどうしても高齢者が多いせいなのかもしれませんが、自分達の、例えば町長の六つの大きなフレームのうちの一つの中の航空宇宙なんかでも、自分の生活にどのように良い影響があるのかとか、産業関係の農業関係の方のお話の中では、本当に航空宇宙産業ができた暁には、農業なり漁業なりという制約とか、マイナスとその方は言っていました。いろいろ制約が出てくることも、これからはしっかり明らかにしてほしいというお話も承っております。

今までに、僕も12年間の議員の中で、事業主体が大樹町でやることの大変さというのは、早く道とか国が事業主体になっていただければ、もっと事業の安定性も出てくるかと、

そういうこともありますし、今の10億円、20億円は企業の寄附で本当に皆さん大樹町のことを思ってくれて前進していると思うのですが、そういうことも是非公約を進行していく中で、お考えいただきたい事項とっております。どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

私の公約の中にも航空宇宙のことは当然入っております、それについて町民の方々が自分達はあまり影響はないという思いがあることも承知はしていますが、間接的に、人口が増えていると、減少が止まっているというところで、町にとっての良い影響はもう出ていると思っておりますが、そこは宇宙ばかりでなくて、人口減少の問題ですので、技術者が工場を拡張していることもありますし、農家の方々が頑張って生産されて労働者も確保しているところで、人口が保たれているということでございますので、それによってスーパーが2軒、ドラッグストアがあり、コンビニが3軒あるということは、良い影響が出ているのだと思うのですよね。高校も維持されていますし、病院も50床を維持しているところで。これが3,000人になれば、どうなっているのかなということを思えば、そういう良い影響はもう出ているのだらうと思うのですよね。そこを感じてほしいというのは一つあります。

そして、農業、漁業、もちろん総論は良いのですけれども、各論になると制約が出たりする場面もありますので、そういったところは十分よく話し合いながら、妥協点を見出して、それなら良いよねということで進めていく姿勢は変わらず努めていこうとっております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。人口ですとか、そういうことに端的に表れていると思っております。今のプラスの面ですね。あと、多分難しいことではないというか、僕の周りどうしても高齢者の方ですが、言うなれば、もう一つ、例えば人口の面については評価が高いのですが、もう少しクロスの的に、例えば町民所得なんかの向上はどうか、町民の方はそういうこともきっと思っておいでだと思っております。それによって経済が活性されて、いろいろな新規の事業や交通事情が良くなっていくとか、プラスの面をみんな期待して、黒川町政のことに期待もしているし、是非実現してほしいというのが僕の周りのじいちゃん、ばあちゃんのあれです。

僕も高齢者になったもので、若い人とあまり話す機会がないものですから残念なのですが、そういうことをご期待申し上げて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

次に、2番、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告いたしております、大樹町の空家等対策計画についてご質問いたします。

前定例会の一般質問の答弁で、令和3年度に町が調査した町内の空家状況が明らかとなり、前町長は、今後も定期的に調査を実施し、活用可能な空家については、貴重な地域資源と捉え、利活用することで、地域活性化につなげる対策を推進するとの答えでしたが、新町長としての今後の考えをお聞きします。

一つ目、令和3年度実施の空家調査における40年以上経過、放置された空家の町内分布状況について。

二つ目、第一種低層住居専用地域における空家カフェなどの利活用について。

三つ目、管理不全空家の指定による税制措置の優遇解除について。

以上、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

寺嶋議員ご質問の「大樹町の空家等対策計画について」お答えをいたします。

1点目の「令和3年度実施の空家調査における40年以上経過、放置された空家の町内分布状況」につきましては、令和3年度に実施しました空家調査において、建設から40年以上経過した空家は67件確認しております。そのうち令和5年5月までに4件が解体され、63件となっております。その内訳として、市街地に41件、郊外に22件、また分布状況は、市街地では川北に12件、川南に29件、郊外では川北に9件、川南に13件となっております。

2点目と3点目の質問は、空家等対策推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の内容であり、未成立段階での考えとして回答させていただきます。

2点目の「第一種低層住居専用地域における空家カフェ等の利活用」についてでございますが、改正法案では、空家活用促進区域内において都市計画法及び建築基準法上の用途地域における建築制限を緩和できる内容となっております。手続として、空家等活用指針の策定、空家活用促進区域の指定、特定行政庁による特例許可等が必要となります。

当町の用途地域は、昭和58年に当初決定し、約40年かけて現在の都市構造を形成していることから、特例による規制緩和は、地域住民の合意形成を慎重に行う必要があると考えます。現在把握している大樹町の空家の75%は、建設から40年超過した旧耐震基準の建物の状況から、今のところ空家活用促進区域の指定による緩和への考えはなく、既定の用途区域内での活用に向けて検討する考えであります。

3点目の「管理不全空家の指定による税制措置の優遇解除」についてでございますけれども、管理不全空家に指定された場合は、特定空家と同様に改正法案に基づき、固定資産税の住宅用地特例の対象から外れる予定となっております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まず1点目なのですが、大樹町空家等対策計画によりますと、対象地域が町内全域となっていますので、先ほどの空家調査の結果は、どうも市街地付近みたいな感じがするのですが、この辺の事実確認をしたいのですけれども、これについてはどうですか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

空家の実態調査につきましては、最新版としましては、令和3年度に実施してございます。調査方法としては、市街地につきましては、道路から見て回って、空家の状況かどうかというものを一応限られた職員の中で全戸数確認している状況です。

ただ、議員おっしゃるとおり、郡部のほうにつきましては、幹線道路に沿線する住宅についての調査となっております。ですから、少し幹線から外れまして山の奥ですとか、そういった住宅については、なかなかまだ調査としては行き滞っている部分があると認識しております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

何となくそのような感じがしたのですけれども。実際、これから進める空家等対策計画については、調査自体がデータベースになりますので、空家バンクという使い方がこれから重要になってくると思いますから、できるだけ頻繁にということは難しいと思うのですけれども。2年、3年スパンできちんと調査をして、データベース化して、需要と供給ですね、空家を活用する方には提供する、供給するということが、今後この計画においては一番重要な部分だと思いますけれども、これについてはどうですか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

最新の調査、先ほど言いましたように令和3年度の実施となっておりますので、もう2年経過してございます。今年度も空家調査については、実施する予定としております。その中で今まで空家だったものがどういう状況になっているのかということも見えてきますし、また新たに空家になっているような増えている状況も把握できると思っています。

建設水道課の建設系のほうには、建物の除却届ですとか、リサイクル法に基づく解体届が提出されますので、その部分についても、随時、空家のリストにおいて削除するだとかは現在も進めておりますけれども、継続して実施していきたいと考えています。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

分かりました。是非とも、調査、実施が非常に重要になると思いますし、常に新しく更新していくような形で進めていただきたいと思います。

次に、2点目と3点目なのですが、現段階では、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案で、未成立段階とのことで、質問としては相応しくなく、不適切だったと感じております。

しかしながら、空家活用促進区域内において、都市計画法及び建築基準法の用途地域における建築制限を緩和できる内容となっておりますので、これを市区町村が設定できるとありましたので、私の調べによると、手続も最終的には特定行政庁による特例区が支障となるということも分かっております。

でも、現段階では、規制の緩和のこういう内容については、考えはないという答弁をお聞きしたのですけれども、再度お聞きしますが、今後、都市計画マスタープランとか、改定でも、同様の考えていくのかという疑問を私は感じたのですけれども、これについて、町長どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

答弁の中で申し上げましたのは、長い期間をかけて今の用途区域が設定されているので、緩和されてすぐ、例えば住宅専用地だったところに突然違うものができるということの違和感が住んでおられる方々にあるようだと、困るというような意味合いでございます。見直さないとやっていることではなくて。今回マスタープランでは、市街化区域の拡大傾向でいきたいということも、先の答弁でも申し上げましたが、若干人口、あるいは情勢も変わっておりまして、前回20年前につくったときは本当に縮小傾向で、空き地をどうするのだというような状況でしたけれども、今は土地が足りないという状況にもなっておりますので、それは状況に応じて、用途区域の見直し、あるいは拡大等々も考えていきたいとは思いますが、ここで答弁したのは、そういった違和感のない中でということ为前提として考えたいということでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

理解いたしました。

それで、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、やはり状況が常に変化していますので、20年前は人口減少もあって、そういう放置されていたこともやむなしかなということが、最近では、住宅不足、宅地不足ということになっておりますので、状況の変化に応じて、これからいろいろと対処しなければいけないと私も思いますので、是非ともそこを進めて

いただきたいと思います。

次に、3点目の、これも先ほどと同じように、もし管理不全空家指定になった場合、特定空家同様に、これまでの固定資産税の住宅用地特例対象から外れるところがありますけれども、私の調べによると、今まで最大6分の1まで固定資産税が優遇されていたのが解除されてしまいますよということだったと思うのですね。

この内容についてご確認したいのですが、それに相違はありませんか。これが元に戻ってしまうという、確かそういう規制が厳しくなると私は聞いております。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

議員おっしゃるとおり、建物がなくなってしまった場合、元の土地代となって6分の6、いわゆる元に戻ってしまうという形になってしまいます。ですから、6分の1の優遇措置が外れる、なくなるという形になります。

○議長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今の答弁では、建物がなくなった段階でということですか。あるうちは。違いますよね。管理不全空家とか特定空家になったら、指定されたらその時点でなるのですよね。そういうことですよね。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

そうですね。管理不全空家になったら、勧告を受けた場合、6分の1の特約が外れるということですよ。

○議長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

あまりよろしくない状況にはなるのかもしれませんが、やはり適正に管理していき、若しくは周囲に影響を与えるようであれば、やはりそういう形の対象になってしまうのかなど。

さらには、これから空家を発生抑制させなければいけないという考えにおいては、非常に重要な、厳しい措置ではあるのですが仕方ないと、逆に私も思いますので。ただ、その情報の開示については、やはり丁寧に町民の方に分かるようにしていただきたいと。お願いしたいと思います。

それで、最後になりますけれども、関連して、議長よろしいですか。

○議長

場合によっては。

○寺嶋誠一議員

では、内容で判断してください。

まず、住宅地不足解消策として、空家等対策により利活用の促進を進め、次にこれを行っていくのが第一段階なのですが、前回も私ご提案させていただいたのですが、次に、総合的に体系的に推進するためには、市街地域の公共施設の集約化、つまり点在、散在している公共施設をまとめて空きスペースをつくったりすると、町長の公約、執行方針にもありましたが、宅地のスペースができますよね。

これは過去にもあったとおり、北大生がプレゼンにあったとおり、27施設のうち7施設集約化しただけで、面積が約4万5,000平方メートル弱空くという。これは、実態は実際やってみないと分からないのですけれども、将来的に必要ではないかと。さらには、私の考えとしては、町長、第6期総合計画に向けては、ここを推進的に進める必要があるのではないかと思うのですが、これについてはどうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

宅地の確保のために公共施設を集約、あるいは廃止するという事は、当然と思っております。

実際に、川南の日方の公営住宅は、今年で全て解体が終わりまして、その跡地につきましては、4棟新しいのを建てておりますけれども、十分な広い土地が確保できますので、こちらにインフラとして道路と下水水道を通しまして、宅地分譲できるように今準備を進めているところでございます。また、新通の職員住宅3棟の解体も、今年、予算をお認めいただいておりますので、解体が終われば、こちらでも分譲が可能かなと。6区画ぐらいいけるかなと思っております。

そういったことで順次進めておりますが、今後も必要に応じて集約化、あるいは廃止して土地を提供するという事を考えていきたいと思っております。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

質問事項からずれて申し訳ありません。

それで、第一前提としては、先ほども申しましたとおり、空家状況を正確に調査して、把握して、進めていただきたい。さらには、有効活用できるところを今後ともスペースを確保できるようにお願いして、私の質問はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました、残りの2点について、町長にお伺いをいたします。

一つは、高齢難聴者への補聴器の購入助成でございます。高齢性難聴者への補聴器購入助成を行っている自治体もあります。この件について、昨年12月の一般質問でも取り上げておりますが、難聴は早い段階から補聴器を使用することによって進行が遅くなると言われております。これは、老眼の目のことについても言われました。私もその経験を持っています、今こうやって眼鏡もかけておりますが、こういうことの進行を遅らせるということで大変重要なことだと考えています。

そこで、次の点について伺います。

一つは、現在、管内、道内で高齢性難聴者への補聴器購入に助成しているところは何か所あるかお伺いをいたします。

2点目については、大樹町において補聴器購入に助成してはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の「高齢難聴者への補聴器購入助成について」お答えをいたします。

1点目の「管内、道内で高齢性難聴者の補聴器購入に助成しているところは何か所あるか」につきましては、十勝管内では6町、道内では18市町村が助成をしております。

2点目の「大樹町においても補聴器購入に助成してはどうか」につきましては、町単独で補聴器購入費用の助成を行っている管内6町について調査したところ、対象を住民税非課税者に限定していたり、助成上限額や助成率に差があったりするなど、町によって助成内容

に違いがあることから、必要性については理解しておりますが、引き続き情報収集を進め、助成の必要性及び助成方法について検討していきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今のご答弁では、管内で6町ということですが、6町というと3分の1に近いということになります。同僚議員にも答弁されておりました、別件ですが、ほかの町がやったからということではなくて、現実には、私どもは日頃いろいろ高齢者の方に接して、必要性を感じているということでございます。

昨年度から、私も地元の老人クラブの事務局を預かる立場になりました。私も声が通らないせいか、「とにかく声を大きくしてくれ」ということを言われます。そこで、私個人の考えで、簡単なマイクとスピーカーとが一体となったマイク型の拡声器というのか、そういうものを買って、話をするようにしております。そのくらいにしないと相手にも伝わってこない人達が来て、会話も成り立つということになってきています。

また、会議自体も、これはもう既に30年近く前ですが、地域に宝くじ助成備品ということで大変貴重な財源をいただきまして、その事業でワイヤレスマイクの設備を購入しております。金額的には当時50万円くらいしたのですが、それを今も必ず活用しております。当時としては、室内でマイクを使うなどということは予想していなかったのですね。

必要性を理解していらっしゃるということなので、引き続き情報収集ということで、私ども数少ない情報ですが、何度か福祉課に情報をお届けしたと思いますので、是非参考にしながら、今後の助成について検討していただきたいと思いますが、再度、町長にお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

情報提供いただいているということでございますので、引き続きまた情報提供もいただきながら、また町民の声を私も聞きますけれども、議員もお聞きになった声などをお聞かせ願えればなと思っております。補聴器ばかりに限らず、いろいろな要望があると思いますので、それらを総合的に判断していきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そうですね。総合的に、助成制度を持ってつくったところもあるのですね。私も質問したのですが、研修会に行きまして、そこでは、ある自治体でやっているのは総合的に正にいろいろ、補聴器に限らず、新型コロナのパルスオキシメーターとか、血圧計とか、体重計とか、体脂肪計とか、それをセットで総合的にやっているけれども、ほとんどが補聴器だというこ

とで役場の職員の講習も聞きましたので、そういうことを参考に、是非補聴器助成に向けて早急に早い段階で、町長、町民の期待に応えていただきたいということであります。

質問は、それで要望して、次の質問に行ってもよろしいでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議 長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

10番、志民和義君。

○志民和義議員

2点目ですが、農道の舗装の促進についてお伺いいたします。

農道の整備・促進については、かなりの地域で舗装が済んでいると聞いております。しかし、沿線の戸数の関係で事業採択要件に満たない地域もあるということでございます。この要件緩和を関係機関に働きかける考えはないか、町長にお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の「農道舗装の促進について」お答えをいたします。

農道整備を対象とする補助事業は、その目的や内容により採択要件が設定されています。町内の農道整備は、広域農道、基幹・一般農道等の整備事業により一定の成果を上げ、維持管理に努めているところであります。一方で、未改良舗装で整備の要望がある農道もありますが、沿線戸数や農地面積等、採択要件に満たない場合もあり、その対応に苦慮しているところでございます。

今後も、北海道と補助事業の情報共有に努め、事業内容、要件等について意見交換し、状況に応じて緩和を含めた要望も検討していきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

対応に苦慮していると町長が答弁するぐらい、苦慮しているところが現実にあります。昨今の農業は大型化しまして、大きな農業機械、トラクターも大変大きくなってきておりまして、また、こういう舗装していないところは移動にも非常に時間がかかってくるということで、作業効率上、基幹産業の町としての発展のためにも、非常に重要だと考えています。

そして、戸数とかといいましても、かつては戸数があったのだけれども、その後少なく

なって行って、舗装にならないまま1軒しかないとか、かつては数軒あって舗装が済んでいて、その後少なくなっていったと。基幹産業として、農業者ばかりではありませんが、特に農業者の場合の税金の納税額は相当なものなのですね。いろいろなこと含めて関連産業もありますから、そういうことを考えたら、遅れていっているところは非常に不公平を感じております。

道との話合いでは、そういうことで全く内容的には進んでいないのでしょうか。話合いの状況は一体どうなっているのでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

道には、いろいろなメニューがありますけれども、何かで採択できないかという相談は、ケース・バイ・ケースでやっております。その中で、道としてもこの事業でできないかという討議もしていただいております。中には何とか採択、そのときの、例えば三つ予定しているところに五つ行くと二つ落ちるわけですが、そういった場合もありますが、今まで落とされてきたけれども今年は採択できますよというケースもあります。ですから、採択条件だけではなくて、そういった申込数のこともありますし、ケース・バイ・ケースがあるのですが。昔、華やかにやっていた農免農道とか、その頃から比べると道路の改良舗装というのは、当時から見れば大分難しくなっているという状況でございます。

議員言われるように、受益戸数が4戸あったのだけれども、10年たったら2戸になってしまったと。採択要件から外れているというようなことは、実際あります。そういった部分で、ただ受益面積というか、農地は全然減っておりませんので、面積的に産業的に道路の必要性というのは変わっておりませんので、そこは訴えていきながら、条件の緩和をしていかないと、全道的に、全国的にもそうですけれども、農家戸数がどんどん減っている中で、旧来の採択要件でいくと、どんどん採択されないことばかりになってくると思いますので、実態に合った採択要件に変えていってもらうような要請は、必要と思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

最後になりますが、せっかくそこまで話が行っているのに、町単でやった場合どうなのだと。参考に聞きたいのですが、町単でやった場合、例えば起債を起こすことも可能なのか。起債を起こした場合の交付税措置が可能なのかどうか。できれば、例えば1キロあるところを、300メートルを3年間かけてやる方法もあるなど。町の財政になるべく負担がかからないような方法で、道の採択要件を変えるといったら非常に厳しいかと。うんとやっていただきたいのですけれども。仮にそういう町単でやった場合のことについて、お伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町単独でやった場合、産業道路ということで認められれば、過疎対策債を充当することは可能かと思います。その場合、3割負担ですので、1億円の道路ですと3,000万円の負担と。12年間でお支払いするのですけれども、そのうちの元利償還金の7割が交付税措置されるということですので、3割を町が負担することになりますが、道路は結構高額になりますので、なかなか3割でも財政負担が伴いますし、市街地ですと100メートル、200メートルの道路がほとんどなのですが、農道ですと1キロ、2キロというレベルになって、単独ではなかなか手を出せないと。

補助事業ですと、例えば2分の1の補助をいただきますと、その2分の1の残りの2分の1に対してまた過疎債が使えますので、実質事業全体の15%の負担になるということで、補助事業だとやりやすいところがございます。その辺は、必要性を鑑みながら。

単独道路も絶対やらないというわけではなくて、必要に応じては取り組んでいきたいと思っております。農道ではないのですが、市街地の短い道路についても、逐次やっているのは、過疎債を使いながらやっているものもございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

努力されているということは、私も、不採択になったというのは、相当準備して申請したのだけれども、結果的に不採択になったということもありますので、今後も引き続き是非要望していただきたいと思いますと思って、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長

これをもって、通告のあった一般質問を終了します。

◎日程第3 議員派遣について

○議長

日程第3 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していた

だきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長から、お手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和5年第2回大樹町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時23分